

○午後1時開会

○議長（渡辺裕一君） ただいまから令和元年第4回品川区議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（渡辺裕一君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

大 倉 たかひろ 君

安 藤 たい作 君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より録音および写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○議長（渡辺裕一君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

○会期決定について

○議長（渡辺裕一君）

---

日程第1

会期の決定について

---

を議題に供します。今期定例会の会期を本日から12月12日までの15日間といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

次に、

---

日程第2

一般質問

---

を行います。

順次ご指名申し上げます。

塚本よしひろ君。

〔塚本よしひろ君登壇〕

○塚本よしひろ君 品川区議会公明党を代表して一般質問を行います。

初めに、防災対策について伺います。

質問の1点目は、台風15号、19号を受けての防災対策についてです。9月の台風15号と10月の台風19号の強風と豪雨は、屋根の損壊や電柱の倒壊、河川の氾濫や決壊など日本各地に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が犠牲となり、被害に遭われた方は、今もさまざまな困難を抱えながら生活再建中です。改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災者にお見舞いを申し上げます。

近年の気象状況を考えると、来年以降も猛烈な台風が襲来する可能性は高く、品川区として被害状況を正確に捉え、迅速に対策を打っていく必要があると思います。まず、さきの台風15号、19号で品川区内に発生した家屋の損壊や倒木、浸水被害など被害状況についてお知らせください。

今回の台風接近に際し、品川区は、自主避難施設として、台風15号では義務教育学校4校を開設、台風19号では義務教育学校5校とシルバーセンター6か所を開設し、さらに土砂災害や高潮、目黒川氾濫を警戒して7か所の避難施設も開設し、約600名の方が避難しました。

品川区の自主避難施設については、備蓄品の使用を認めるか認めないかなど、運営に当たった職員と避難した区民との間で意見の食い違いがあったと聞いています。また、台東区では、住所がないとの理由でホームレスの利用を拒否した事例がありました。自主避難施設は法的根拠がないとのことですが、避難所運営の責任者は誰で、利用できる人が誰なのか等、自主避難施設の定義をお示しください。また、運営マニュアルの整備状況について現状をお聞かせください。

台風19号のとき、自主避難施設開設の日時が、当初12日の午前8時30分から前日の午後4時に前倒しされました。気象庁などから発表される情報をもとに、臨機応変な対応はよかったと思います。台風など雨や風は前もって予測できるので、風水害が発生する前に避難することが大切です。その意味から、強風や土砂崩れ、高潮、洪水に備えて、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ決めておくタイムラインの作成は推進すべきと考えます。

タイムラインには、行政において、防災関係機関が行う応急活動を時系列に整理したものと、マイタイムラインという、一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせて避難行動を時系列に整理した、自分自身の防災行動計画があります。まず河川の氾濫、高潮、強風、竜巻など、発生の危険に対応した行政としての品川区タイムラインについて速やかな整備が必要と考えますが、現状をお聞かせください。

あわせて、避難施設についてですが、震災時の区民避難所と違い、洪水などの発生状況により、避難所自体や避難ルートが浸水することを想定して、避難施設の設置を考えなければなりません。洪水や高潮を想定した区内各地域の避難施設のあり方について区のお考えをお聞かせください。

マイタイムラインについては、東京都の教育委員会から各学校の児童・生徒に東京マイタイムライン作成セットを配布する取り組みがありましたが、今後、マイタイムライン普及促進については、防災まちづくり部門が区内の各防災機関等の協力を得ながら施策を推進するよう求めます。区の見解をお聞きします。

一方、品川区は、浸水対策として、目黒川流域、戸越・西品川、立会川流域の3か所を中心に進め、近年では3か所での大きな浸水被害はなく、浸水対策は着実に効果を上げています。現在、目黒川流域は大規模な調整池や幹線工事が完了し、戸越・西品川地域では、第二戸越下水道幹線が令和6年度完成予定。立会川流域では、浜川幹線・立会川幹線雨水放流管が令和3年度完成予定で工事を進めています。

工事完了後には、目黒川流域、戸越・西品川、立会川流域でどのぐらいの雨量に対処できるのかお知らせください。また、10月20日の新聞報道で「小池都知事が調整池や雨水貯留施設の整備加速を表明」とありました。区民は、現在進行中の浸水対策工事が少しでも早く完了することを望んでいます。区として工事完了を早めるよう、都と協議するよう求めます。区の見解を伺います。

台風15号の強風により、千葉県や神奈川県では多くの家屋の屋根などが損壊しました。公明党は国会質問でこの事態を取り上げ、それまで半壊以上が対象だった災害救助法に基づく住居の応急修理制度の対象が、屋根の損壊など損壊割合10%から20%未満の一部損壊まで拡充されました。今後、災害復旧が滞ることがないように、自治体の罹災証明書発行が一層早くなされることが求められます。

区議会公明党は、これまでも罹災証明書発行の体制整備を求めてきましたが、国でも罹災証明書の書式統一など手続簡素化の動きがあり、世田谷区では台風19号のとき、罹災証明書申請をスマホによる写真撮影で可としています。行政書士会との協力体制の整備とともに、迅速な罹災証明書発行が可能となるよう、事務の簡素化、簡略化の検討を求めます。区の見解を伺います。

台風15号では、強風により電柱が倒壊し、電線に被害が及び、千葉県では大規模な停電が発生しました。復旧に多くの時間と人手を要したことに今後の対策の必要性を感じました。電柱倒壊による停電対策として電線の地中化が効果的であり、品川区は今年度無電柱化計画を策定する予定です。無電柱化計画は停電防止の観点からどのような効果があるものなのか、区の見解をお聞かせください。

質問の2点目は、木造住宅密集地域の不燃化施策についてです。東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトが2020年度で終了します。品川区では9地区が不燃化特区指定を受け、これまで老朽住宅の除却や固定資産税の減免、不燃化建築への補助などを実施してきました。都内有数の木密地域を抱える品川区にとって、木密解消と不燃化は最重要な防災対策と捉えていて、引き続きの対策が必要と考えています。

まず、木密地域不燃化10年プロジェクトの成果について、不燃領域率など区の木造住宅密集地域不燃化施策の目標値と照らし合わせた上での評価を伺います。不燃化特区に指定された地域では、災害に強いまちをめざして、幾つかの地区まちづくり協議会が発足しています。5年後、10年後を見据えた協議会ですが、不燃化特区事業の終了でマイナスの影響が出ないか懸念します。2021年度以降、どのように木密不燃化施策を推進していくのか、区の見解をお聞かせください。

次に、子育て・教育における特別支援について伺います。

質問の1点目は、子ども発達相談室と児童発達支援の拡充についてです。就学前の子どもの発達には親にとって重要なことであり、何か不安があれば相談に応じ、必要があれば適切な療育へと支援することが行政の役割だと思います。品川区には子どもの発達に関する相談窓口として、子ども発達相談室が設置されています。また、児童発達支援として、発達に特性を持つ幼児を療育するコンパス事業の運営や民間施設の支援をしてきました。

ことし10月に障害児者総合支援施設が開設し、建設期間中にこみゅにていぷらざ八潮や、戸越ルームに移転していた子ども発達相談室、児童発達支援事業が新施設内で新たにスタートしています。まず、障害児者総合支援施設の子ども発達相談室や児童発達支援について、区全体の就学前児童の発達支援施策における位置づけや、担う役割について区の見解をお聞かせください。また、これまで初回の相談まで長く待たされるのが課題として指摘されてきましたが、初回相談の待ち時間について改善状況はどのようになっているのか伺います。

一時移転していたこみゅにていぷらざ八潮や戸越ルームから障害児者総合支援施設に事業所が戻ったことで、荏原地域など遠方に居住する利用者から「もっと近場に施設が欲しい」との要望も強まると思います。子ども発達相談室や児童発達支援の地域バランスを考慮した拡充を求めます。こみゅにていぷらざ八潮や戸越ルームの跡活用も含めて区の見解を伺います。

質問の2点目は、相談から療育へ適切な体制づくりについてです。子どもに発達の特性が見受けられた場合には、適切な療育へとつなげなければなりません。区内には民間の児童発達支援施設が幾つかあります。それぞれ子どもの状態や利用者ニーズに応じて特徴を持った施設となっているようです。

そうした区内の児童発達支援施設の1つを視察しました。この施設は、月曜から金曜の9時から14時まで、昼休みを除いて1日4時間の療育をする施設で、対象となるのは3歳から6歳の未就学児です。

利用者は、保育園に通園しながら、1週間のうちの何日か療育のために施設を利用しています。区民から利用に関する問い合わせが多く、西大井の区境にある施設にもかかわらず、五反田方面から通っている子もいて、児童発達支援施設へのニーズの高さを実感しました。

現在、品川区には児童発達支援施設が幾つあるのかお知らせください。また、子ども発達相談室、児童相談所、保健所、医療機関など、子どもの発達に関する相談から適切な児童発達支援につなぐために、初回相談から計画相談、そして療育へとスムーズに流れるよう連携強化が必要です。区としてどのように取り組んでいるのか、現状をお聞かせください。

ところで、児童発達支援施設は幼児教育無償化の対象施設ですが、制度上、1日の利用時間にかかわらず利用者1人当たりの給付となるため、1人の子どもを長時間療育するより、短時間で多数の子どもを養育するほうが経済的メリットがあります。そのためか、1人を長時間療育する施設がニーズの割に少ない状況にあるようです。杉並区のように国の制度に上乘せ補助をする自治体もあります。区民のニーズに応える児童発達支援施設が区内にしっかり根づくよう、区独自の補助など支援策の検討を求めます。区の見解を伺います。

質問の3点目は、早期療育と切れ目のない特別支援教育についてです。発達に特性のある子どもに対しては、就学前からの早期発見・早期療育と、その後の学齢期を通じた切れ目のない支援が必要とされています。品川区の保育園と幼稚園では、嘱託医、臨床発達心理士、学校心理士による巡回相談を実施しています。巡回相談が発達に特性のある未就学児を早期に発見し、その後の切れ目のない特別支援へと機能するために必要なものは、保護者の理解と関係者の情報共有であるといつも指摘されています。保護者理解については、小学校入学の機会などを捉えて、教育委員会、学校が責任を持って必要な支援を受けるよう取り計らうべきではないかと考えますが、品川区において教育委員会ならびに学校の取り組み状況についてお知らせください。

また、巡回相談員や保育園、幼稚園が持っている情報を学校や関係者で共有しなければ、切れ目のない支援につなげることは難しくなります。ここに個人情報保護の壁があります。この課題に対し、宮城県教育委員会では、学校内のチームにおける集団守秘義務を提唱しています。品川区では、児童・生徒にかかわる教員、スクールカウンセラー、巡回相談員や学習支援員など、チームでの情報共有はどの程度の状況にあるのか。また、チームで情報共有することを前提とした保護者との関係づくりに取り組んでいただきたいと考えますが、区の見解を伺います。

また、私立保育園において、特別な支援を要する子どものために、区の補助を得て保育士を加配しています。加配されている保育士の人数と、適宜適切な加配がなされるよう基準、手続がどのようになっているのかお知らせください。

質問の4点目は、特別支援教室についてです。発達に特性があり、特別な支援を必要とする児童・生徒の増加を受けて、品川区は2016年、区内全学校に特別支援教室を設置しました。その後、教室を利用する対象者は年々増加し、2019年度の特別支援教室の対象者が、小学校613名で前年比100名増、中学校115名で前年比19名増となっています。特に小学校での対象人数の増加が目立っています。現在、小学校では10の拠点校で各学校の特別支援教室を担当していますが、各拠点校が担当する対象人数にばらつきがあり、最も多い拠点校では、75名に対し最少人数は32名となっています。

また、特別支援教室の効果を高めるためには、特別支援教室で知り得た児童・生徒の発達特性や成長過程など、拠点校から通う訪問指導教諭と学校担任との情報共有や連携が重要です。しかし、学校担任は忙しさもあり、十分な情報共有や連携ができないとの声を耳にします。各拠点校が担当する学校数や

対象人数について、区の現状認識や適正化への考えをお聞かせください。そして、特別支援教室と学校の連携強化について、現状を一步前に進める施策の検討を求めます。区の見解を伺います。

特別支援教室を利用している保護者からは、いつ我が子は治るのかという思いを抱いている方もいるようです。確かに療育の結果、状態が改善する例もありますが、特別支援教室の目的は、一人ひとりの特性を知り、学校生活やその後の社会生活での生きづらさを解消するすべを身につけることだと思います。当事者の保護者はもとより、クラスメイトとその保護者など、学校全体として特別支援教室の目的や発達特性への正しい理解がなされることが、特別支援教室を利用する児童・生徒が過ごしやすい学校環境をつくり出すはずで、特別支援教室の目的を学校全体で理解促進させる取り組みを求めます。区の見解を伺います。

次に、しながわネウボラネットワークについて伺います。

品川区が推進するしながわネウボラネットワークは、妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する施策として、とても評価しています。しながわネウボラネットワークを充実させ、より一層安心して子どもを産み育てられる品川区にとの思いで質問します。

質問の1点目は、陣痛タクシーの利用促進についてです。陣痛が起こり、出産のためにタクシーで病院に向かうとき、破水した場合の対応などを考慮して、あらかじめタクシー会社に登録することで優先的に配車してくれる陣痛タクシーというサービスを各タクシー会社が行っています。陣痛タクシーは、妊婦対応の講習を受けたドライバーが運転し、シートも破水防止仕様になっているなど、安心して利用できるものです。24時間いつやってくるかわからない陣痛時に乗車拒否の心配なく病院に行ける陣痛タクシーは、とても有益なサービスであり、会派として過去にも取り上げてきました。区内における陣痛タクシーの利用状況を調査し、利用実態に応じて費用助成など陣痛タクシー利用者の負担軽減となる施策を求めます。区の見解をお聞かせください。

質問の2点目は、産後ケア事業についてです。区議会公明党は、出産後に身体的・精神的に不安定になりがちな女性の産後ケアの必要性を訴え、2016年度に指定医療機関に宿泊して、母体や乳児のケアをする宿泊型産後ケアと、ホテルの一室で母親のリフレッシュや育児相談ができる日帰り型産後ケアが始まりました。2018年度からは、助産師が訪問して授乳指導などを受ける訪問型産後ケアも開始しています。

2018年度の産後ケア事業は、宿泊型88件、日帰り型259件、訪問型304件の予算に対し、全て予算全額執行の実績となっています。2019年度予算は、宿泊型114件、日帰り型330件、訪問型480件とそれぞれ増額されています。今年度の予算について、どのような根拠に基づいて増額したのか。また、現時点で今年度の産後ケアの予算執行状況を、宿泊型、日帰り型、訪問型それぞれについてお知らせください。仮に今年度予算が足りなくなった場合には、補正予算などの予算措置を講じて対応するよう求めます。区の見解を伺います。

質問の3点目は、新生児の1か月健診についてです。出産後、主に出産した病院で受診する新生児1か月健診が一般化しているようです。現在、乳幼児の4か月児健診、6か月児・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の費用は、東京都により財調算定されていて、無償化されています。新生児1か月健診だけは自己負担で受診することになっています。

ところで、ネウボラ相談によるしながわサポートプランには1か月健診を勧める欄があり、日帰り型産後ケアを利用するには1か月健診を受けていることを条件とするなど、区が1か月健診を推奨している面もあります。1か月健診で実施されている主な健診内容と区内の1か月健診の受診状況について、

区はどのように認識しているかお知らせください。また、受診費用を無償化した場合に必要な金額をお知らせいただくとともに、他の任意健診と同様に財調算定の対象となるよう都に働きかけるなど、無償化することについて区の考えを伺います。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、防災対策についてお答えを申し上げます。

初めに、台風による被害状況についてですが、第15号では床下浸水2件、倒木118件、屋根等の被害が227件、第19号では倒木31件、屋根等の被害が15件でしたが、いずれも人的被害はありませんでした。

次に、自主避難施設についてですが、この施設は、区内に被害をもたらすような台風の直撃等に際し、自宅での滞在に不安を感じる方を受け入れる施設であり、区長の決定で開設いたします。また、自主的な避難のため、水・食料の持参をお願いしておりますが、誰でも施設を利用できるようにしております。自主避難施設の開設・運営に関するマニュアルは既に作成済みであります。

次に、風水害における応急活動のタイムラインにつきましては既に作成をしており、今回の台風第19号における対応においても活用したところであります。また、避難施設の設置に当たりましては、原則として浸水想定区域外に設定しておりますが、避難する方の移動距離や施設の位置関係等により、やむを得ず浸水想定区域内に設置しているところもございます。万が一浸水の可能性が高いと判断される場合には、当初から開設しないことや新たな施設へ移送することで対応することとしておりますが、設置場所のあり方については引き続き検討してまいります。

次に、マイタイムラインの普及促進につきましては、都の施策を周知するとともに、しながわ防災学校において実施している風水害にかかわる講座の中で、マイタイムラインの作成を啓発していく予定であります。

次に、浸水対策についてお答えを申し上げます。現在整備を進めております下水道施設が完成した場合には、区内の各流域で1時間50ミリの降雨に対応できるようになります。また、区ではこれまでも、近年の降雨状況を踏まえ、東京河川改修促進連盟や特別区下水道事業促進連絡会の一員として、東京都や国に対し、河川整備や下水道事業のさらなる充実と促進を強く求めてきたところであります。引き続き関係自治体と連携し、調節池や雨水貯留施設などの整備の早期完了を求めてまいります。

次に、迅速な罹災証明の発行についてですが、行政書士会など協力団体との連携や他自治体のノウハウの取り込みを図るとともに、発行体制のさらなる強化に向けた検討を進めてまいります。

次に、無電柱化による停電への効果についてお答えを申し上げます。無電柱化したエリアでは、電柱や電線が道路上からなくなることにより、強風を原因とする電柱の倒壊や電線の切断のおそれがなくなる効果がございます。停電の原因にはさまざまございますが、一定の原因を取り除くことができると考えております。

次に、木密地域不燃化10年プロジェクトにつきましては、本年10月末までに老朽住宅等の除却を554件助成するなど事業を推進してまいりましたが、市街地の燃えにくさを示す不燃領域率は45%から69%であり、目標の70%には達しておりません。区といたしましては、10年プロジェクトに加え、地域のまちづくり協議会との継続した取り組みが必要と考えております。引き続き10年プロジェクトの期限末までにより多くの方に制度を利用していただくよう取り組んでまいります。

一方、現在、東京都では不燃化の一層の促進に向けて、10年プロジェクトが位置づけられている防災都市づくり推進計画の改定作業を進めており、今後計画の基本的な考え方を示すとしていることから、

本事業の継続について東京都へ働きかけてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、特別支援教育についてお答えいたします。

特別支援教育においては、多様な児童・生徒の状況を丁寧に把握して、一人ひとりの学びを大切にしたい指導を展開していくことが重要であると考えております。入学段階での保護者への働きかけといたしましては、区では、就学予定児童の全家庭に理解啓発リーフレットや就学支援シートを配布しております。また、学校では、特別支援教室の利用を含めて、学校生活における配慮等について、学校説明会のほか、個別の相談などを通して十分な連携が図れるよう努めております。

情報共有と保護者の関係づくりにつきましても、各学校では、校長や担任のほか、スクールカウンセラーや教育委員会の巡回相談員も含めた校内委員会において必要な支援や今後の見通しなどを検討し、個別指導計画に反映できるよう、保護者との合意形成を図っております。教育総合支援センターを中心とする相談機能の充実に今後とも努めまして、教育委員会といたしましても学校を支援してまいりたいと考えております。

また、私立保育園における保育士の加配については、今年度は47人となっています。身体障害5級、または愛の手帳4度程度の障害がある園児がいる保育園から申請があった場合、毎月の運営費に加算して助成を行っております。

次に、特別支援教室についてですが、本区では、他区に先駆けて平成28年度より小学校・義務教育学校前期課程において全校展開して以来、その利用人数は年々増加しており、拠点校の増設について現在検討しているところであります。特別支援教室と学校との連携につきましては、現在、各学校で個別指導計画による関係者間での共通理解のほか、訪問指導教員・担任・保護者の三者において連絡帳等による情報共有を行っています。今後は、各学校に1名配置しております特別支援教室専門員、この専門員を対象にして行動観察等に関する研修会を企画するなどし、その専門性を高めて、これまで以上に円滑な連携が図れるようにしてまいります。

議員ご提案の保護者に対する特別支援教室の理解啓発は、大変重要であると私どもも認識しております。保護者会での取り組みの紹介など、さまざまな機会を活用した理解促進について校長会とも協議して、特別支援教室のさらなる充実に努めてまいります。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、子ども発達相談室と児童発達支援の拡充および相談から療育へ適切な体制づくりについてお答えします。

品川区立障害児者総合支援施設内品川児童学園は、児童発達支援センターとして品川区における中核的な支援機関です。その中の子ども発達相談室では、区内における子どもの発達・発育に関する専門的な総合相談を担っています。また、児童発達支援では、相談の結果、早期に療育が必要であったり、より専門的なかわりが必要なお子さんについて支援を行っています。

初回相談の待ち時間については、電話相談を充実させるなど工夫を図っているところではありますが、人口の増加等に伴い、昨年度よりも相談件数が増加しているため、期間短縮には至っておりません。引き続き初回相談の方法や仕組み等について検討し、期間短縮に向けて努力をしております。

子ども発達相談室や児童発達支援の拡充についてですが、現在、荏原地区に児童発達支援センターを設置するよう計画を進めているところです。なお、こみゆにていぶらぎ八潮や戸越ルーム跡地の活用方

法については、障害児者の事業に限らず、さまざまなニーズへの対応も含め、総合的に検討してまいります。

次に、児童発達支援事業所の数ですが、区内に14か所ございます。相談から療育へのつながりにつきましても、子ども発達相談室で初回相談をお受けし、療育が必要な場合は、障害者福祉課等がアセスメントを実施して、サービス等利用計画を作成し、民間事業者等へつないでいます。また、国の児童発達支援給付費は、ご指摘のとおり、定員規模に応じた単価設定となっています。上乘せ補助など必要な支援策につきましては、利用実態や事業者の意向などさまざまな状況を見きわめつつ、研究をしてまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

**○健康推進部長（福内恵子君）** 私からは、しながわネウボラネットワークに関する質問にお答えします。

初めに、陣痛タクシーについてですが、運営するタクシー会社も広がりを見せており、利用しやすい内容であることから普及が進むものと考えています。区としましては、現在、妊婦健康診査等への公費助成により、妊婦の経済的負担の軽減を図っているところであり、タクシー利用の助成は考えておりませんが、妊娠期からの相談などを通じてこのサービスの情報提供に努めてまいります。

次に、産後ケア事業ですが、利用者の推移を見ながら予算を編成しているところです。今年度は、日帰り型ケアの利用希望が増えていたことから、週当たり4件の利用を7件とし、前年比で140件分増やしたことが主な増要素となっています。予算の執行状況ですが、本年9月末までの利用数は、宿泊型で44件、日帰り型で171件、訪問型で189件となっており、約46%の執行率となっています。不足が見込まれた場合には適切な処置を講じてまいります。

次に、新生児の1か月健診についてですが、多くは出産時の状況を把握している医療機関で行われており、身体測定のほか、授乳状況と発育、刺激に対する反射行動、疾病や股関節脱臼の有無などの診察が行われます。ほとんどのお子さんが受診していると考えられ、4か月健診等の際に母子健康手帳を見せていただき、診察や保健指導の参考にしているところです。

健診費用は出産費用に含まれている場合もあり、一律ではありませんが、医療機関の案内などから推測しますと、区の出生数を約3,800人とした場合、約2,000万円の経費が見込まれます。区の経費負担につきましても、関係医療機関が広範囲にわたることや、財政調整交付金の都区協議の面でも都と特別区が連携して取り組む必要があると考えますので、今後の研究課題とさせていただきます。

**○塚本よしひろ君** 自席より要望と再質問をさせていただきます。それぞれご答弁ありがとうございました。

まず、要望というのは1点なんですけれども、自主避難施設の運営マニュアル等は整備がされているということでご答弁いただきました。今後ともこういう自主避難施設の開設が見込まれるわけですので、皆様にこの存在の周知、あるいは自主避難施設とはかくあるものということの情報提供、こういったことについて取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いたいと思います。

再質問は1点なんですけれども、無電柱化のところ、無電柱化することによっての停電に対する効果は一定の軽減があると。この一定というところで、品川区が無電柱化しようとしているのは、恐らく災害のときの緊急車両の通行等をしっかり確保するというようなところに力点を置いていると思うんですけれども、そういった今の品川区の無電柱化計画の視点と停電の軽減というような部分でのご答弁をちょっとできればと思つての質問でしたので、何かありましたら御答弁をと思います。お願いいたします。



す。

〔防災まちづくり部長藤田修一君登壇〕

○防災まちづくり部長（藤田修一君） 再質問にお答えいたします。

停電の発生の原因でございますけれども、ご案内のありました電柱の倒壊、それから電線の切断、こういったものもございますが、発電所、あるいは送電線、あるいは鉄塔、こういったトラブルなど、原因については多岐にわたるものでございます。特に電柱が倒壊した場合には、救命救護、それから物資の輸送、停電の短時間での解消、こういったことのために早急に復旧することが重要であると考えてございます。

防災上重要な緊急輸送道路などを優先して無電柱化することは、先ほど申したさまざまな原因に対してあらかじめ対策ができることでございますので、大変有効な手段だというふうに認識してございます。このため、こうした視点を十分に踏まえまして、無電柱化推進計画の検討、それから具体的な無電柱化に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（渡辺裕一君） 以上で、塚本よしひろ君の質問を終わります。

次に、石田ちひろ君。

〔石田ちひろ君登壇〕

○石田ちひろ君 日本共産党品川区議団を代表して一般質問を行います。

初めに、羽田新ルートの実機飛行まで2か月。区長は品川区を低空飛行しないルートへの変更を求めよです。

国交省は、来年3月29日から羽田新飛行ルートを正式に運用開始することを決定。2月1日からは南風時1時間に44機が飛ぶ実機飛行も始めるとしています。10月29日には新飛行ルート運用開始に伴い、航空法に基づいて公聴会が開かれ、55人が口述。賛成の立場から意見を述べたのは、新飛行ルートによって直接に利益を得る会社や業界の役員、社員たちのみでした。

羽田空港ターミナルビルの運営会社や格安航空の企画部長、また、日本旅館協会事務局長や東京都ホテル旅館同業組合理事長、さらには世界中に拠点を持つ大企業NECの担当部長など、彼らは新飛行ルートが自分たちの企業の利益になる、利益が増えると強調し、さらに現在、空港関連会社に天下りを繰り返している元国交省大阪航空局長は、「羽田空港の国際機能の拡大は必須であり、最も優先されるべき公益」「基本的には受忍するのが国民の務め」と発言。もうけのためなら、住民は我慢しろとの発言に怒りが込み上げます。さらに東京都の都市整備局理事は東京都を代表し賛成と述べ、推進者としての姿勢をあらわにしました。

結局、羽田新飛行ルートとは、一部の企業がさらに利益を増やすことが最大の目的だということが公聴会で明らかになりました。しかも、羽田空港は5本目の滑走路建設によって、さらなる都心を低空飛行する増便すら狙われています。今回の増便はその突破口であり、被害はさらに拡大し、区民の命、健康、暮らしをさらに脅かすものです。

そもそも経済とは、人の暮らしを成り立たせる人の営みです。人の暮らしに被害を与え、人の暮らしを壊すようなものを経済とは言えません。私たちは、既に水俣病や大気汚染などの公害という現実から、一握りの大企業の利益のために、人の命や健康、暮らしを犠牲にすることは決して許されないことを経験してきました。これを繰り返してはいけません。

これまで国は地元の理解を得て決めると言いながら、国の反対意見も、区議会の容認できないとの全会一致の決議も無視して、地元の理解は得られたと勝手に判断して、新飛行ルートの運用開始を決定し

ました。住民が甚大な被害を受けることが明らかであるのに、その住民と議会の意思が無視されていいはずがありません。国が地元である品川区民の意思を無視して新飛行ルートを進めることが明らかになった今こそ、国に対して区民の意思を明確に示すために住民投票を行うべきではないでしょうか。改めてその実施を求めますが、いかがでしょうか。

決算委員会の総括質疑で共産党は、国の新飛行ルート運用開始決定後に、区は現飛行ルート案を固定化しないよう国に求めているということは、品川区を低空飛行しないルートへの変更を求めているということかと質問しましたが、区は最後まで認めませんでした。実機が飛ぶまで2か月と迫った今こそ、新飛行ルートを品川区を低空飛行しないルートへ変更することを国に求めるべきです。いかがでしょうか。

次に、区民の財産の品川区役所を大井町の超高層開発に使うな。「99%黒塗り」の検討過程は公開し、建替えは住民参加です。

区役所建てかえが急浮上。区は、広町の区有地を現庁舎の隣にあるJRの土地と交換し、そこに新庁舎を建てると提案。再来年に基本構想、4年半後に新庁舎建設着手。27年度には現庁舎解体とのスケジュールを発表。そして、現庁舎跡を多くの集客が可能な多目的施設が必要と答弁しました。

区庁舎は区民の財産です。各種行政手続、相談の場、住民自治の場所、災害時には防災拠点としての機能があります。現庁舎は築50年ですが、8年前の免震工事を経て、あと17年もちます。建てかえは住民参加で丁寧な検討が可能です。ところが、区は建てかえ検討を開発企業に業務委託。その経過は全くの密室で進めてきました。共産党は、検討過程の資料を情報公開請求。15本の報告書、1,785ページを入手しましたが、85%が非公開。公開とされたページの大半も、委託目的、現庁舎の課題、新庁舎の基本条件まで黒塗り。合わせて99%が黒塗り・非公開でした。

税金累計3億円を投じ、区民のための庁舎の検討報告書を非公開にする理由はどこにもありません。区は、決定の前の案、整理の段階、結果、完成してみたら過去の検討と違ったものになったりしては混乱するなど答弁。決定の押しつけは許されません。

区民のための区役所建てかえは、案、検討の段階から情報公開と区民参加で進めるべきではないのか伺います。また、一連の検討委託報告書の非公開・黒塗り部分は、いつになったら公開扱いになるのか伺います。また、区が示した案は、区民意見を一切聞かず、新区役所の場所と面積を決めたものです。この案と現庁舎跡にアリーナを建設する案は白紙にすることを求めます。いかがでしょうか。

密室検討は、2004年度から大手開発設計会社の日建設計に委託され開始。2013年度からはJRも加え、延べ10年間にわたり検討され、昨年7月には区とJRとの協定書が締結されました。もともと区は、広町地区にホテルやオフィス、アリーナなどの超高層ビルをつくる巨大開発計画「大井プレイス構想」を持っていましたが、JRが二の足を踏み、長年頓挫していました。それを今回、この巨大開発を動かすために、庁舎建てかえやアリーナ計画を材料に区がJRに働きかけ、復活させたのです。

開発推進の一方で、住民の生活、福祉が犠牲にされるのは問題です。切実な福祉需要をよそ目に、区役所跡地にはアリーナなど集客施設でいいのでしょうか。特養ホームは500人待ち。障害者施設は区外に入所せざるを得ない方が162人。区営住宅の倍率は50倍。しかも今回の開発、期限ありきの方針決定により、ひろまち保育園の閉園が決まり、32人の子どもの行き先はいまだ保障されていません。

広町地区開発を進める検討項目の1つに区役所建てかえを加えたのはいつからか。これまで進んでこなかった大井プレイス構想が動き出すきっかけとなったのはこの区役所建てかえ計画なのか、それぞれ伺います。

一方、同じく庁舎の建てかえを進めている世田谷区では、徹底した情報公開と住民参加の長年の検討で、交流広場の継承、防災や環境を考慮した基本5階建て、歴史的建造物の一部保存の案を軸に検討しています。広町地域における新庁舎の敷地をどこにするか、面積を幾ら確保するかも含めた基本構想策定のための区民検討委員会を早急に立ち上げることを求めます。

委員には、世田谷区のように意欲のある一般区民を公募で多数加えることを求めますが、いかがでしょうか。計画案策定過程での早期の説明会開催。どんな区役所を望むか、現区役所を利用し、感じる課題など、区民へのアンケート実施を求めますが、それぞれいかがでしょうか。

次に、福祉の初心がいかせる職場へ。介護・障害者事業所の人材確保ができるよう処遇改善をです。

高齢者人口の増加とともに介護サービスを必要とする人が増え、障害者福祉は区長も認める23区で最低レベルのため、そもそも支援は足りません。こうした高齢者や障害がある方を支えるための福祉人材の確保は、重大な課題となっています。

その福祉人材の確保を最も困難にしている問題が、生活できる給与が保障されず、一向に進まない処遇改善です。繰り返し処遇改善が社会的にも強く求められているのに、いまだ介護労働者の平均賃金は全産業平均を月10万円も下回る状況。低賃金にあらわれる社会的評価の低さ、慢性的な人手不足、そして過密労働なども背景に早期離職者が続くなど、福祉職をめざしたときの福祉の初心を生かせない労働環境の改善はとても急がれています。歴代の自公政権は、「介護を新たな雇用創出分野」などと宣伝しながら、実際は介護従事者の劣悪な労働条件を改善せず、職員の給与などにあらわれる低過ぎる社会的評価の問題を放置してきました。処遇改善を進め、担い手の育成確保を強く求めます。

障害者の事業所ではヘルパーが集まらず、サービスにつなごうとしても必要な支援を提供できないなど、事業が困難になっています。区内事業所では、障害者、高齢者の施設は国が定める基準人員はクリアできているが、事業を行うために必要としている人員がそろわず、募集は常にかけていると話します。低過ぎる国の職員配置基準では必要な介護事業を運営できないため、各事業所では国基準以上の職員配置を行っていますが、この定員が集まらないのです。

人手不足から仕事のローテーションを十分に組めず、誰かが休むとほかの職員に負担が集中するため、人間関係が崩れ、仕事への自信や誇りの喪失感から新たな離職が起き、また人手不足になるという悪循環も起きています。ところが、区は、「品川区内においては、人材を募集して多くは集まらない状況ではあるが、人材が不足し、事業に差し障りがあるという状況までにはなっていない。他自治体では不足のために事業の継続が困難という話も聞いている」と説明。これはあまりに現場を見ていない証拠です。区は、人材が不足し、事業に差し障りがあるという状況にまではなっていないと言いますが、実際は事業を回すだけの必要な職員が集まっていないことを知らないのか、伺います。

区内事業所で働く方からは、高齢者や障害者の生活を支える介護士は、支援が必要な人と日々接する中で、その人が必要とするもの、その人ができることなどに気づき、その積み重ねのスキルが一番大事で重要な仕事です。しかし、残念ながら、仕事としては低く見られがち。だから人も集まらない。希望や誇りを持って介護の仕事をしていると胸を張って言えるようにしたいと語ってくれました。この思いに応えなければいけません。

この間、認可保育園の待機児問題が社会的な問題となり、あわせて民間の保育士の低賃金や働き方、人材不足も問題となり、国や都は保育士への処遇改善策を打ってきました。ある区内保育園では、国と都からの交付金で、クラスリーダーには月約7万円、一般保育士で月約6万円がつけられるようになり、まだ不十分ですが、保育士の処遇改善が一定前進したと話します。

しかし、高齢者、障害者の介護従事者には、最大で3万7,000円の処遇改善加算があるのみです。また、保育園保育士では処遇改善として月8万2,000円の家賃補助があり、区内保育園のほとんどがこの補助制度を利用しています。こうした補助が介護・障害者事業所で働く人にもあればという声も寄せられています。

さらに、介護保険の改悪で、要支援1、2の人が介護サービスから総合事業へ流され、区独自で決められるヘルパー事業所のサービス単価も低くしたために、必要とされているにもかかわらず事業が成り立たない、サービスを利用したくてもヘルパーがいなくて利用できないなど、経営の危機と人手不足の両方を抱えています。

総合事業によって区が引き下げたサービス単価は、サービス充実のため、事業所の運営のためにも引き上げるべきです。いかがでしょうか。介護人材確保に一番の対策は処遇改善だと区も考えるか、伺います。介護・障害者分野で働く人への処遇改善交付金や家賃助成を国や都に求めるとともに、区としても独自に実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、南品川6丁目に建設予定の「無人ホテル」に住民の不安広がる。常駐者を義務付けた旅館業条例へ改正をです。

品川区では昨年6月末、国の旅館業法改正を受け、旅館業に関する条例の一部を改正する条例が濱野区長より品川区議会に提出されました。その内容は、マンション一室からでも旅館業を可能とし、フロントなし、常駐者なしというスタッフがいない無人ホテル運営も認めるという規制緩和です。共産党は、宿泊者や地域住民の安全と環境が守れないとこの条例には反対しましたが、自民党、公明党などの賛成多数で条例は可決成立しました。

現在、地域の住環境を脅かす無人ホテル計画に住民の不安が広がっています。計画地は南品川六丁目。もともとは商店街としてにぎわいのあった地域ですが、時代の流れとともに静かな住宅街となり、日中は近くの公園で子どもたちが遊び、登下校時は子どもたちの声が響きます。そうした地域のわずか22.8坪という狭い土地に無人ホテルの建設が示され、近隣住民から「なぜこんなところに」と不安の声が広がっています。

事業者の説明では、5階建て、1フロア1室、3人から5人の相部屋、フロントなし、常駐者なしというまさに無人ホテル。インターネット上の民泊サイトで宿泊客を集め、1泊1人4,000円と格安ホテルです。近隣住民の最大の不安は、ホテルが無人で運営するということです。ホテル事業者は、本人確認はタブレット端末の画面で行い、宿泊客の動向は防犯カメラで確認すると説明。トラブルなど起きた際は、ホテル内に対応するスタッフはゼロのため、近隣住民がトラブルを通報し、通報から10分程度でホテル管理者ではないロードサービスが駆けつけるという仕組み。

本来であれば、フロントで施設管理者が直接に宿泊客と顔を合わせ、本人確認を行い、施設の説明や注意事項などを対面で説明し、外出から戻ってきたときはその場で状況を確認し、過度な飲酒やけんかなど、宿泊客や近隣住民に迷惑をかける行為が考えられれば、直ちに注意することができます。けがや急病、火災など非常事態が起きた際には即座に対応し、宿泊客とあわせ、近隣住民への安全確保ができます。

しかし、今回の無人ホテルは、例えば事故やトラブルに発展する前に宿泊者に注意を行うことはできません。何か起こっても、何が原因なのか、運営者はその場にはいないので確認ができません。事故やトラブル、迷惑行為など住民や宿泊者に危険が及んでからでは遅いのです。ほかにもテロや犯罪の温床になるのではないかなど、住民の不安の声は尽きません。

品川区は、区民の不安を取り除いて生活を守るというのは、行政、区の務めと説明しながらも、条例で常駐者を義務づけしなかった理由を、東京都の基準に沿って常駐の義務化をかけていないと説明しました。しかし、東京23区でも中央区や台東区、千代田区など多くの区が区独自に常駐者の義務づけを条例に書き込み、宿泊者と近隣住民の安全・安心の確保に努めています。品川区でも独自の規制が必要です。

さらにもう一つの不安は、ホテル建設予定地の40メートル先に子どもたちが多く利用する二日市公園があり、多くの保育園がこの公園を利用し、お散歩コースともなっている場所ということです。区の旅館業の手引には、建設予定地から100メートル以内に児童福祉法や学校教育法上の施設、公園などがある場合は、保健所から監督・所管に意見照会を行う規定があります。このホテル計画に対して保健所はどのような意見照会を行ったのか、また区はどのように回答したのか伺います。

地域環境や住民から上がる声など現状を見て、この無人ホテル建設がふさわしい場所と区は考えるか。建設中止を求めるべきと思いますが、いかがでしょうか。近隣住民も宿泊者も安心できる環境づくりや、ホテルに常駐者の義務づけを行う条例改正を求めますが、いかがでしょうか。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、介護事業所等の人材確保についてお答えを申し上げます。

介護人材不足は全国的な課題であり、区も例外ではないと認識しております。現在、区内の各施設は人員不足により配置基準を満たすことができない状態には至っておりませんが、事業所からは、急な退職者が出た際に以前と比べて人員の補充に時間を要し、勤務シフトに余裕がない期間が発生する場合がありますと聞いております。

品川区は、品川介護福祉専門学校での人材育成により、区内施設における安定した介護人材確保を図っております。また、区内各法人と人材確保育成に関する意見交換を行っており、今後も必要な支援等について引き続き検討してまいります。

次に、総合事業にかかわる各種サービスの費用設定につきましては、国の基準にのっとり、利用者の負担軽減および事業者の安定的かつ継続的な経営の確保を図ることを基本として設定しております。今後も適切な事業運営に努めてまいります。

人材確保につきましては、各法人が加算等の制度を効果的に活用して処遇改善に取り組んでいるところですが、あわせて職場環境の改善、介護事業の魅力の発信等に引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

また、処遇改善に関する国・都への要望につきましては、全国市長会、特別区長会等で継続して要望しております。区の独自の取り組みにつきましては、資格取得や研修受講にかかわる費用の助成や各法人職員に職員住宅を貸与するなど、人材確保定着のための支援を行っております。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、住民投票についてですが、首都圏空港の機能強化に関する意見の把握は、事業主体である国が行うべきものと考えてございます。区はこれまで国に対し、区民への丁寧な説明と情報提供を行うよう求めてまいりました。

国はこれに応じ、区内では11月22日より開催している6回目のオープンハウス型住民説明会において、

過去の説明会より開催回数を増やし、多くの区民と対話を行うとしております。あわせて、飛行開始に当たり、従来から設置している電話による問い合わせ窓口において、人員増や受付時間の延長など体制の充実を図る予定としております。

区といたしましては、今後もさまざまな手法を用いた丁寧な説明と情報提供を行うよう求めるとともに、区に届けられた意見等は国にしっかり伝え、必要な取り組みを強く求めてまいります。

次に、ルートについてですが、区は国に対し、新飛行ルートを固定化することがないよう強く求めております。国は継続的に検討するとしておりますが、早急に具体的な内容を示すよう、引き続き国に対し強く求めてまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、新庁舎の整備計画についてお答えします。

平成30年度の行財政改革特別委員会において庁舎のあり方について議論がなされ、新庁舎の整備検討の必要性が示されました。庁舎の建てかえに当たっては、膨大な行政機能をおさめられる敷地の確保が必要なことから、本年8月の行財政改革特別委員会において、4つの候補地を提案いたしました。

候補地それぞれの利用条件等を比較考量し、広町地区の区有地を再編して新庁舎計画を検討することが望ましいとのご議論をいただき、J Rとの協議を進めていくことといたしました。その後、町会・自治会や関係団体等に対し、広く経緯を説明してきたところです。今後も適切なタイミングで情報を提供し、検討を進めてまいります。

次に、今回の広町地区の開発に関する非公開情報部分につきましては、検討した地区開発の案を区民の皆様へお示しする段階で必要な事項について公開できるものと考えております。なお、法人の社外秘に属することなどについては、今後も公開することはできません。

次に、建てかえ候補地や跡地活用の案についてですが、建てかえ候補地については最も適していると考えられること、また、行財政改革特別委員会においてご議論いただいていることから、撤回するつもりはございません。また、現庁舎の跡地利用については、大井町エリアのさらなるにぎわい向上のため、多目的の施設を検討してまいります。

次に、広町地区開発の検討範囲の設定時期についてですが、平成23年の大井町駅周辺地区まちづくり構想の策定、平成24年のJ R広町社宅の廃止決定の公表を経て、本格的な検討を開始してきたところです。品川区の中心核としての大井町におけるより発展的な土地利用をめざすため、隣接する庁舎を含めた検討範囲としたものであり、庁舎の建てかえ計画をきっかけに進めてきたものではありません。

次に、検討委員会についてですが、来年度の庁舎機能の検討において、外部委員の参加も含め検討してまいります。また、区民説明会やアンケート実施についてですが、今後も適宜情報を提供し、ご意見等を受けとめてまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 私からは、南品川六丁目に建設予定のホテルについてお答えいたします。

当該ホテルからおおむね100メートル以内に学校、保育園等はなく、保健所は二日市公園およびむつみ児童遊園の2施設について、宿泊施設の設置によって清純な環境が著しく害されるおそれがないかどうか意見照会を行い、区は特段の問題がない旨回答しています。また、旅館業法では、施設、周囲の環境などについて法の基準を満たすかを審査し、許可の判断を行うよう規定されており、申請内容が法の基準を満たしていれば、不許可の判断はいたしません。なお、近隣住民等からの意見、疑問などについて

てはホテルの設置者に伝え、説明会の開催や近隣への配慮などを指導しております。

最後に、条例による管理員の常駐の義務づけについてですが、区の旅館業法に関する条例は、昨年6月に施行された改正旅館業法の規定に沿って改正したものであり、法の規定を超えて管理員の常駐を義務づける考えはありません。

**○石田ちひろ君** 自席より再質問させていただきます。

まず、羽田の住民投票についてですが、意見の把握は国が行うべきと言われますけれども、区民は一度もこの新ルートについて賛否を問われていないんです。それなのに理解は得られたと国はしてしまった。このことはお認めになるでしょうか、伺います。

それから、固定化についてですけれども、決算委員会の総括で何度も確認しましたけれども、固定化しないように、この中身は品川区を低空飛行しないルートへの変更を求めるものではないんです。もうごまかさなないでください。住民も区議会も品川上空を飛ぶことは容認していません。品川区を低空飛行しないルートを国に求めるべきです。それがなぜできないのか伺います。

続いて、庁舎の情報公開についてですけれども、検討した案を区民に示す段階で公開できるものを公開するというような答弁だったと思うんですけれども、実際もう案は出されていますよね。先ほども行革でという話がありましたけれども、D案という形で出されています。その段階で99%黒塗りなのはなぜなのか。区民のための調査なので隠す必要はどこにもないと思いますが、いかがでしょうか。

そして、次に福祉人材の処遇改善ですけれども、区独自にさまざまやっているという答弁でした。それでも、現場からはまだまだ処遇改善が必要だと声が上がっています。区独自の処遇改善策を——区独自のですよ、処遇改善策をさらに強めていく必要があると思いますが、その考えはあるのか伺います。

最後に、無人ホテルです。旅館業の法改正は、企業のもうけを優先させた国による規制緩和です。だからこそ、宿泊客と近隣住民の安全を守るために、ほかの区では……

**○議長（渡辺裕一君）** 石田ちひろ君、質問をまとめてください。

**○石田ちひろ君** まとめます。ほかの区では常駐者を置くことを定めた条例にしているんです。品川区は、宿泊者や近隣住民よりも企業のもうけを優先させるということでしょうか、伺います。改めて常駐者を置くことを条例に書くこと、条例改正を求めますが、いかがでしょうか。

[都市環境部長中村敏明君登壇]

**○都市環境部長（中村敏明君）** 私からは、羽田と、それから広町について再質問にお答えいたします。

初めに、羽田空港の機能強化につきまして、これはルートを固定しないということで国に対して求めているわけですが、この固定化しない方法については、さまざまな可能な限りの方法について、国に対して検討をしていただきたいというふうな思いで国に伝えているものでございます。

続きまして、理解を国がしたというところについて区としての考えでございますけれども、この理解についても原則国がどう考えるかというところでございますけれども、その国が今まで環境影響に対する低減についてさまざまな取り組みを打ち出して、そしてそれをやるということ踏まえて、国としては皆さんの理解を得たというふうな考えしていると、このように言っているところでございます。区といたしましても、理解を得たということであれば、国はしっかりとその約束を果たすべきということでございますので、これからの国が約束したさまざまな環境影響に対する取り組み、これを果たしてもらおう強く求めていくというところでございます。

次に、広町の情報の公開につきましてですけれども、まず非公開部分につきましては、JRとの共同検討というところでございます。JRは株式会社でございます、利潤追求が目的の主な会社というところ

ころでございます。この正常な経済活動を続けていく、また競合他社との闘いというところが利潤追求の中にはあるわけですが、こういったJRの広町のまちづくりに対するコンセプト、考え方、それからアイデアといったものにつきましては、やはり区といたしましても、民間企業の公開はできないという部分につきましては、やはり区としては公開することはできないというふうに考えているところでございます。

また、庁舎の建てかえにつきましては、これから検討していくというところでございますので、これについては今公開するものはないというところでございます。

以上でございます。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、介護人材の処遇改善に関する再質問にお答えをいたします。

区は、これまでも福祉人材確保定着事業など、さまざま福祉の人材が育成・定着するような対策を行ってまいりました。引き続きこれまでやってきた対策について強化、工夫を重ねるとともに、今後、ICT活用による業務改善など、さまざま情報収集と法人との意見交換を図り、対策について取り組んでまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 石田ちひろ議員の再質問にお答えいたします。

保健所といたしましては、区民の不安、ご疑問などについてホテルの設置者にお伝えをし、近隣への配慮などを指導しているところでございます。条例の改正につきましては、法の規定を超えるというようなこともございますので、改正をする考えはございません。

○石田ちひろ君 自席より再々質問させていただきます。

まず羽田ですけれども、結局何をご答弁されたのかあまりよくわからなかったんですけれども、品川区を低空飛行しないルート为国に求めるべきということを伺いました。固定化については、品川区を低空飛行しないルート为国に求めるということを頑なに区は言わないんですね。低空飛行の見直しは決して国に求めない、これが品川区の濱野区長の立場だし、こんなごまかしは区民に通用しませんよ。なぜこんなにごまかすのか。安倍政権と同じじゃないでしょうか。実機飛行まであと2か月なんです。計画撤回を国に求めるべきですと言っているんです。区民も求めています。ごまかさずにちゃんと答弁をしていただきたいと思います。

続いて、庁舎の問題です。累計3億円もの区民の税金を使って検討委託をしてきたわけですが、なのに、委託目的も委託項目も黒塗り、区の庁舎の課題も黒塗り。企業のもは公開できないと言いましたけれども、区の問題でさえも黒塗りなわけです。何が検討されたのか、当然知る権利は区民にあります。公開できない中身でもあるのでしょうか。結局決まりましたと出されては、区民にとっては決定の押しつけです。許されません。区は決定を押しつけるつもりなのか伺います。そして、検討経過をいつ公開扱いにするのか、最後まで公開しないのか、もう一度お答えください。

最後に、無人ホテルの問題ですけれども、常駐者を義務づけている自治体全てに私は話を伺いました。観光客でにぎわうのはうれしいことだけれども、まちの安全は壊されたくない。そのために法の規定を超えて常駐者を置く条例にしたとおっしゃっていました。国はもうけのため……

○議長（渡辺裕一君） 石田ちひろ君、質問をまとめてください。

○石田ちひろ君 国はもうけのために規制緩和をしたんだけれども、それを超えてまちの安全、宿泊者の安全を守るための常駐者の義務づけをしているんです。区はお互いが安全に過ごすために常駐者が必



要だとなぜ思わないのか伺います。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 再々質問にお答えいたします。

初めに、羽田空港の機能強化についてですが、ルートを固定化しない方法を国に求める場合に、落下物、それから騒音、こういった環境影響に対して可能な限りの低減について国に求める基本的な考え方を国にお伝えをして、その先は国が考えてくださいというような意味合いで要望しているところでございます。

これにつきましては、やはり区としてこれこれこういった方法はどうでしょうという具体的な方法を示すのは、区としては難しいというふうに考えております。やはり技術的な問題も含めて、国の責任において検討すべきという考えの立場に立って要求をしているものでございます。その際、考え方を絞り込むことなく、さまざまな方法について考えていただきたいということで、ルートを固定化しない方法について求めているというところでございます。

それから、情報公開についてですけれども、こちらのほうも、まだ今は区民の皆様にお示しをして、そしてご意見を伺う前の段階の整理をしているところでございます。また、JRの部分につきましても、公開できるかどうかというところをJRに確認しつつ、まだ時期としてはお示しすることはできませんけれども、区民の皆さんに対してご意見を伺いながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 石田ちひろ議員の再々質問にお答えします。

区の条例は、改正旅館業法の規定に沿って改正したものであり、申請手続における指導もあわせて、適正な旅館業の運営と近隣環境の維持を図るとというのが区の考え方でございます。

○議長（渡辺裕一君） 以上で、石田ちひろ君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時20分休憩

○午後2時35分開議

○議長（渡辺裕一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

横山由香理君。

〔横山由香理君登壇〕

○横山由香理君 私は、品川区議会自民・無所属・子ども未来を代表いたしまして、既に通告してあります項目に従い質問をいたします。

1点目に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現についてお伺いいたします。

ことし8月、品川区議会の女性議員は、品川女子学院の中学3年生から区議会各会派の女性労働環境についてインタビューを受けました。子ども未来からはせお議員が参加しましたが、文化祭では第1会派、ライフスタイルに合わせて仕事ができる。赤ちゃんマットあり、ズームを使い、家にいながら会議に参加可能といった展示がありました。労働環境改善のための制度はできている。では、何が問題か。生徒たちが導き出したのは、罪悪感、意識を変えなければならないという解決策でした。新制度ができ

る際には、意識や風土を同時に変える必要があります。品川区において意識改革、特に女性が罪悪感を感じない風土づくりや取り組みを強化いただきたいと思いますと考えますが、区のご見解をお聞かせください。

その後、私たちは、ワーク・ライフ・バランス社のコンサルタントの方にお話を伺いました。区職員の超勤削減について、現在、品川区では業務改善推進PTが行われ、事業のスクラップ・アンド・ビルドなど本質的な観点で話し合われていますが、計画どおりに進捗していますでしょうか。スクラップには高いハードルがありますが、具体的にはどのようにスクラップを判断、実行する予定なのか、現状をお伺いいたします。

また、中小企業にとり申請の手間が足かせとなり、助成金が活用されない可能性があります。国の交付金活用に際し、区が申請手続を代行する中小企業変革パッケージを実施することで、中小企業は働き方改革に専念し、成果を得ることができます。盛岡市、三重県、山口県ほか3県が実施していますが、例えば地域雇用活性化推進事業などを活用したモデル中小企業の創出を提案いたしますが、区のお考えをお伺いいたします。

現在の少子化対策・女性活躍のセンターピンは、男性の育児休業取得です。安倍首相は、閣僚懇談会で、国全体の男性育児休業取得率向上には、国家公務員が率先して大胆に取り組むことが重要だとして、制度設計を指示しました。過去3年間の区の職員と区立学校の教職員の男性の育児休業取得実績を教えてください。住みやすい・働きやすい区のブランディングにつなげるため、区の教職員、区内企業の男性育児休業取得率の向上と義務化についてご検討いただくことを要望いたします。

2点目に、支え手としての若者の活躍推進についてお伺いいたします。

私は、早稲田大学文学部で開催されたNPO法人Light Ring代表理事・石川綾華さんによるユースゲートキーパー育成事業を視察しました。若者自身が身近な相談者となるため、区内大学生のゲートキーパーを年間500名養成することを目的とした新宿区の事業です。特に子育てを終える時期の中高年女性の自殺対策として、学生が家族の異変にいち早く気づく観点を知ることも効果的です。例えば中学から大学の授業において、親子で学べるゲートキーパー養成講座を実施してはいかがでしょうか。2世代の自殺対策を同時に行えば、より広い層へ波及します。区内学生のゲートキーパー養成を進めていただきたいと思います。区のご見解をお聞かせください。

3点目に、地球温暖化を考慮した水害対策の強化についてお伺いいたします。

たび重なる台風によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、全ての被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

水害に対して、私たちは誰かがどうにかしてくれる状況ではない現実に直面しています。自分の命は自分で守る、自助の意識と備えについて、世論調査や防災訓練のアンケートの実施などで現状を分析し、早急に自助を促していただきたいと思います。区のご見解をお伺いいたします。

古くは、水害が身近で、自分事として想像しやすい環境にありました。現在は治水対策が進み、私たちは守られています。反面、水害のリスクを想像しづらくなりました。水害の歴史やリスクを転入者にもわかりやすく伝え、区民が学び続ける場が必要ですが、品川区の水害の歴史についてご説明をお願いいたします。

目黒川と立会川の全流域と地形の特徴を教えてください。西小山では、立会川が存在を知らない方もいるのではと心配するお声があります。転入者にも、河川の位置、流域のイメージ、地形などをわかりやすく示していただきたいと思います。区のご見解をお伺いいたします。

目黒川と立会川の治水対策の状況を教えてください。治水対策の目標設定、洪水対策、高潮対策の目

標設定をお伺いいたします。また、調節池と流域対策など治水技術の組み合わせの評価と護岸の質の強化について、現状をお伺いいたします。

台風19号の際、目黒川と立会川で計画高水位を超えた地点はあったのでしょうか。河川が総合的にどのような状況にあったと分析していますでしょうか。区では何段階かの水位によって情報を発信していますが、例えば計画高水位はこれくらいで、それを超えると危険であるなど、シンプルでわかりやすい方法を検討してはいかがでしょうか。区のご見解をお聞かせください。

暴風雨などで防災無線が聞こえない場合、メール、通知コールなどの新しい情報伝達手段や町会・自治会内での情報伝達のあり方を見直すなどの検討を進めていただきたいと思います。町会長が使用するタブレットの活用状況もあわせ、区のお考えをお聞かせください。地震と水害の際の避難行動の違いについてご説明をお願いいたします。

ホームレスの方々が避難施設に来た際の対応状況をお聞かせください。水害での広域避難において、区民が区外に避難する、区外の方が区内に避難する想定はありますでしょうか。水害は予測可能な災害です。区民の方々が避難しやすいように、予測後の情報提供のタイミング、伝達手段と方法など、きめ細やかな情報伝達を要望いたしますが、区のご見解をお伺いいたします。

内水氾濫の対策強化もお願いいたします。例えば下水から逆流し、トイレなどの排水溝から水が噴き出るといった指摘があります。逆流を防ぐための屋内の備えの強化について周知したり、防災体験館の展示内容に水害を加えることを提案いたしますが、いかがでしょうか。さらに、人事異動で担当者が変わった際にも国などの研修に積極的に参加するなど、水害の最新情報を入手する体制を整えていただきたいのですが、区のお考えをお伺いいたします。

ダムの緊急放流とは、正式には異常洪水時防災操作のことです。危険性を伝えるために造語が報道されたのかもしれませんが、緊急時には不安をあおることなく、冷静かつ正確な情報を伝えることが重要です。法令で定められた表現とメディアの使う表現の違い、避難場所と避難所と自主避難施設など、品川区と他自治体での用語の使い方の違いは、緊急時において誤解を招くおそれがあります。

よりわかりやすく最適な避難行動が伝わる表現や、時には緊迫感のある言葉選びが必要であり、ケーブルテレビやラジオなどできる限りのメディアとともに緊急時の表現などに関する研究を深めていただきたいのですが、現在のメディアや近隣自治体との連携、協議の状況をお聞かせください。最新情報にアンテナを張りながら、過去の教訓を水防計画、地域防災計画などに反映いただくとともに、情報発信の精密化を要望いたします。

4点目に、情報化の進展と生きる教育についてお伺いいたします。

私は、第4回日本義務教育学会研究大会を視察しました。品川区が一貫教育を始めたころに想定した成果と、現時点の成果と課題をお聞かせください。

千葉大学特任教授の天笠茂教授から、先行グループにとってマンネリ化、形骸化などの症状が出るのが常であり、それらを認識して乗り越えることや、蓄積した経験、課題を教訓化して生かすなどの問題提起がありましたが、一貫教育の次の展開について教育委員会のご見解をお伺いいたします。

私は、自由民主党の党本部青年局政策実践プロジェクト「学校におけるICT化促進」にオンライン参加をいたしました。が、学力向上とICT環境との関連性についてお伺いいたします。

平成29年度全国学力・学習状況調査結果では、コンピュータなどの情報通信技術を活用して、子ども同士が教え合い、学び合うなどの学習（協働学習）や課題発見・解決型の学習指導を行ったと回答した学校のほうが、全ての教科において学力テストの平均正答率が高い傾向が見られました。1人1台環境

を実現する熊本県高森町では、全国学力・学習状況調査の結果が全国や県の平均と比べて高い。同一集団の追跡調査でも学力が伸びているといった結果が見られました。授業でのICT有効活用の推進を要望いたしますが、教育委員会のご見解をお伺いいたします。

10年後の未来を予測し、コミュニティ・スクールをバックキャスト思考で実現しようとするとき、学校と地域はどのような姿であることが望ましく、そのためには何をすべきと教育委員会はお考えでしょうか。

私は、大阪市立生野南小学校の「生きる教育」を視察しました。研究授業では、1年生ではプライベートゾーンについて、3年生では子どもの権利条約について、5年生では「愛？それとも支配？～パートナーシップの視点から～」、6年生では結婚、子育て、親子関係を教えていました。生い立ちや親子関係に課題を抱える児童に対し、アタッチメント（愛着）持論を踏まえ、自己肯定感を高めるための支援として、実践授業をもって直接アプローチをかける最先端の取り組みです。保護者の方々は、子どもたちの様子を見るだけでなく、真剣な眼差しで授業内容を聞いていました。

また、品川区内の中学校PTAが開催した、医師の岩室紳也先生の講演会に関する親子の声をご紹介します。生徒からは、「自立とは依存を増やすことという言葉や先生の話が心に刺さりました。女子が隣に座っている状態で聞くのは気まずいところもありました。終了後は男子同士で話をしました」。保護者からは、「すばらしく、大変感謝しています。専門家の立場から性の知識を身につけることは、健やかに幸せな人生を送る上で不可欠です。公立中高でも性教育をタブー視せず、正しい知識を子どもたちに与える努力をしてほしいです。なかなか家ではできない話で、今の時代、思春期の多感な年ごろだからこそ必要な知識です。保健体育の授業とは違い、男女一緒に聞くことが大切です。興味はあっても知識がないので、早い時期にしっかりとした情報を伝えることが大切です」などのご意見がありました。

生命の大切さをしっかりと考え、生きていくための教育として、性教育を含めた生きる教育を進めていくことを要望いたします。現在もゲストティーチャーを活用した市民科の「生きる教育」を進めていますが、今後さらに充実させていただきたいのですが、教育委員会のご見解をお伺いいたします。

生野南小学校の別の魅力は、先生方が学校に来ることを自ら楽しんでいらっしゃることです。学校、専門家、行政、保護者などが「チーム生野南」として一丸となり、児童の課題解決のために研究授業に取り組んでいます。

品川区子ども・若者シンポジウム2019において、児童精神科医の田中哲先生は、beingとは、ほかの誰でもないその人であることです。beingを重視する環境を創出し、維持することが大切だと言っていました。生野南小での研究のように思いのある現場発の研究を増やすなど、先生方がより主体的にチャレンジできる体制を検討してはいかがでしょうか。教育委員会から先生方を応援していただきたいのですが、お考えをお伺いいたします。

いじめ防止対策についてお伺いいたします。私は、いじめとパワーハラスメントの背景には共通点が多いと考えますが、教育委員会のご見解をお聞かせください。

先日、パワハラを乗り越えた区民の方からお話を伺いました。民間企業のハラスメント予防対策やご本人の経験がいじめ対策に有効と考え、被害直後にもかかわらず、子どもたちのよりよい未来と教育に生かしてほしいとお話をいただいたことに感謝いたします。被害者のパワハラ認識後1か月というスピード解決をした事例です。

このケースで注目しているのは、組織の体制が整っていたことです。毎朝、上司、同僚、自分の職務

に関してなどを選択肢から選び、1分程度のメンタルヘルスチェックを全社員が行うことで、早期にパワハラ発生を察知します。他部署との比較が可能で、上司の上司や、人事がタイムリーに確認でき、フィードバックに活用します。業務に直接利害関係のない先輩社員から相談・助言を受けられる仕組みがあります。

ふだんから管理職を中心にハラスメント研修に力を入れています。管理職に相談した際、まずは人事に相談するように促され、聞いた以上は管理職には報告義務があり、相談を受けた管理職からも人事に報告する旨を伝えられ、即日報告が上がって早期に調査が始まりました。

会社の体制に加え、相談相手のモラルの高さは研修の成果によるものです。全社員から会社のトップにメッセージを送ることができます。人事からトップへの相談という提案があり、メールをすると激励の返事が届きました。解決までの間、同僚がグループをつくり、被害者を支えました。人事の事後調査では、解決のスピードと内容について満足度や改善点などを伝える機会があり、PDCAサイクルが機能していました。もし将来、子どもたちがパワハラの当該者、関係者になってしまったとしても、そのときに役立つ力を身につけるための教育が必要だと思いますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

5点目に、児童虐待防止推進のための親支援についてお伺いいたします。

来年4月施行の児童福祉法などの一部改正では、親による体罰を禁止しています。体罰禁止の啓発の進捗状況を教えてください。

児童虐待の世代間連鎖は30から40%ですが、重症事例では世代間連鎖の比率が高いと言われています。私は、世代間連鎖を断ち切るために、親支援は避けて通れないと考えています。地域コミュニティの力が失われつつある今、世代間連鎖によって養育が困難な家庭に対して、区はどのように対応していくのでしょうか。

また、誰もが希望する人生を選択できる社会の実現に向け、世代間連鎖を断つためには、虐待サバイバーである親の支援、治療をする必要があります。山梨県立大学人間福祉学部の西澤哲教授は、世代間連鎖に関与する3つの因子として、体罰肯定感、被害的認知、自己欲求の優先傾向を指摘しています。課題として、体罰などの有害性に関する理解促進と適切な養育方法志向の動機づけ、体罰を用いない状態の維持、体罰などに向かう虐待心性の分析と理解、トラウマからの回復、人による安心感などアタッチメントへの手当て、セルフヘルプグループの意義を挙げています。親支援の現状と今後の方向性をお伺いいたします。

児童虐待相談対応件数増加の最も大きな要因として、家庭での配偶者への暴力、夫婦げんかなどの面前DVがあります。面前DVを減らすための対応について、区のお考えをお聞かせください。

子どもを虐待してしまった親には依存症の方もいます。親が子どもを放置する背景には、親のどのような心理的状态と関連し、物質・ギャンブル依存など依存に関する問題はなかったかという視点から親を支援する必要があります。特にパチンコ依存症の親が多いと言われていますが、パチンコ好き、趣味はパチンコという親を含め、パチンコ依存症の可能性のある親への予防、治療などの対策を強化していただきたいと要望いたします。パチンコ依存症が児童虐待に及ぼす影響について、区のお考えをお聞かせください。

23区の子ども家庭支援センターに児童虐待防止に向けた区独自の取り組みを調査した結果、各区ではさまざまな親支援を実施していることがわかりました。港区の医療機関と連携した保護者支援プログラムの実施、世田谷区の平日17時から22時、年末年始を除く土日・祝日9時から22時の子ども・子育てテ

レフォン、渋谷区のLINEと連携した予約システムなのです。他区の児童虐待予防事業の中で品川区において有効な事業はありますか。独自のアレンジをしながら、他区の効果的な事例を取り入れ、子ども家庭支援センターの機能を充実させていただきたいと要望いたしますが、区のご見解をお伺いいたします。

品川区では、コミュニティ・スクール、児童センターなど、地域コミュニティの核となる子育て支援拠点を多角的に充実させています。すまいるスクールは児童が安心して過ごせる場所の1つですが、今後さらに学校が地域に開かれる中で、その役割が変化していくと思います。先生方やボランティアの方々が親とともに児童の成長を自然な形で気軽に見守ることのできる工夫をお願いするとともに、将来的な子育て支援拠点としての学校、児童センター、すまいるスクールの連携について区の展望をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスについてお答えを申し上げます。

区では、女性活躍推進計画を含むマイセルフ品川プランを今年度からスタートさせました。この計画の中で、現状は、家事・育児・介護といった家庭責任がいまだに女性に偏っているため、めざすべきは男性の意識改革を進めることが必要としております。このため、男性が家事・育児・介護等への参画をするために必要なさまざまな情報やスキルを学び、男女がともに対等に活躍できる環境をめざしてまいります。

次に、業務改善PTで提起した懸案につきましては、昨年策定した庁内会議の運用ルールについて検証を行っているほか、業務の引き継ぎ方法など、個別具体的な検討を進めているところであります。また、事業のスクラップにつきましては、事業目的の達成度やニーズの状況などを確認し、毎年の予算編成などを通じて行っております。

次に、中小企業の手続につきましては、区内中小企業の申請事務の軽減を図るため、ものづくり支援サイトでの申請書ダウンロードサービスを行っております。また、豊富な知識と経験を有するビジネス・カタリストの派遣など、さまざまな支援も行っているところであります。ご提案の中小企業変革パッケージは、手続の軽減を図るとともに、複数のモデル中小企業間でともに取り組むことでの継続効果など、今後の取り組みにおいて参考になるものと考えております。

次に、区職員における男性育児休業取得の状況ですが、平成29年度は3名、平成30年度は7名、今年度は現在4名が取得をしております。また、区立学校の教職員における男性育児休業取得の状況は、平成29年度はゼロでしたが、平成30年度は1名、今年度は現在2名が取得をしております。それぞれの取得期間につきましては、個々の事情によりさまざまではありますが、1年間取得した者は3名おります。

政府は、来年度より国家公務員の男性職員について、原則として1か月以上の育児休業の取得を促す方針を検討しており、その動向についても注視してまいります。今後も、区が事業主の立場で策定した次世代育成のための特定事業主行動計画の目標達成をめざし、取り組んでまいります。

その他の質問等につきましては、それぞれの担当の部長等よりお答えを申し上げます。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 私からは、学生を対象とするゲートキーパー養成についてお答えします。

現在、策定を進めている品川区自殺対策計画では、推進すべき基本施策の1つに自殺対策を支える人材の育成を挙げており、自殺のサインに気づき、適切に対応できるゲートキーパーの養成研修の充実に取り組むこととしております。区のゲートキーパー養成研修は、平成23年度よりこれまで約1,000の方が受講し、3年前からはPTAの方々も対象としています。

また、品川区の自殺の現状を見ると、10代から30代の若年層の死因の第1位は自殺であることから、計画では、子ども・若者への支援を重点施策の1つとし、若者向け相談カードの配布やSOSの出し方教育等に取り組むこととしています。

ご指摘のとおり、学生等の若者が自殺が誰にでも起こり得る危機であることを理解し、友人や家族等身近な人のわずかな変化にいち早く気づき、声をかけ、必要に応じて専門機関に相談することは重要な視点であると考えます。今後、学生を対象としたゲートキーパー養成研修の実施を大学等に働きかけるなど、具体的な取り組みについて検討してまいります。

[防災まちづくり部長藤田修一君登壇]

○防災まちづくり部長（藤田修一君） 私からは、水害対策の強化についてお答えいたします。

初めに、自助の意識と備えについてですが、区の世論調査や防災訓練参加者に対するアンケートを通じ、防災意識を確認しており、これを参考に防災意識の向上や自助・共助の啓発に努めているところでございます。

次に、浸水被害の歴史や河川の特徴についてですが、昭和50年以降に発生した代表的な事例としては、昭和57年の台風第18号、平成元年、11年の大雨、集中豪雨などがあり、目黒川や立会川の流域で大規模な浸水被害が発生しております。一方で、目黒川では東品川幹線や荏原調節池、立会川では第二立会川幹線など、さまざまな浸水対策事業を進めた結果、近年では大きな浸水は発生しておりません。目黒川の流域はくぼ地や谷地が多く、高台から低地に雨水が集まりやすい特徴があり、また立会川は、目黒区碑文谷を上流端として、月見橋より上流が暗渠であり、下水道幹線になっている特徴があります。

これらの歴史や河川の特徴などはしっかりと区民に伝達し、一人ひとりの浸水被害への備えにつなげることが重要だと考えます。これまでリーフレットやホームページなどにより周知啓発してまいりましたが、引き続きさまざまな機会を通じ、転入者を含め、広く区民に周知できるように工夫してまいります。

次に、治水対策についてですが、東京都の河川整備計画では、治水対策の目標として、目黒川では1時間当たり75ミリ規模の降雨、立会川では1時間当たり50ミリ規模の降雨に対応するため、河川、調節池、下水道の整備、雨水の河川流出を抑制する流域対策に取り組んでおります。引き続き東京都や河川上流の区とも連携し、治水対策を強化してまいります。

次に、台風19号の際の河川の状況につきましては、昼過ぎから水位が上昇し、立会川で警戒水位、目黒川では危険水位まで水位が上昇しております。目黒川では荏原調節池に約2,500立方メートルの水が流入し、河川の水位上昇を抑える効果もあり、浸水被害はなかったと考えています。なお、河川の水を安全に流すために必要な計画高水位に対する護岸の高さは、現況でおおむね確保されております。引き続き区民にわかりやすい水位情報の発信に努めてまいります。

次に、情報伝達手段についてですが、区では、防災行政無線を中心にさまざまな媒体を活用して適切な情報発信に努めてまいりました。防災区民組織に貸与しているタブレットは、今回の台風においても、避難場所の開設・運営に関する連絡等で活用したところですが、今後も区民が必要とする情報を必要ときに確実に伝達できるように努めてまいります。

次に、避難行動の違いについてですが、地震においては、予兆なく突然発災するため事前の避難行動はとれず、広域避難場所での危険回避や区民避難所での避難生活など、発災後の状況に応じた対応が必要となります。これに対し、浸水被害においては気象情報などの予兆があり、避難勧告などの避難情報に応じた行動をとることとなります。

次に、ホームレスの方への対応についてですが、災害救助法に示された救助の原則の1つである「現在地救助の原則」から、災害時は、住民はもとより、旅行者などが避難する場合には、その現在地を所管する首長が救助を行うとされており、受け入れることとなります。

次に、風水害における広域避難についてですが、現在想定されている最大規模の浸水があっても、被災者を区内で受け入れることは可能と考えており、区外への避難を促すことは想定しておりません。また、区外の方の区内への避難については、想定最大規模の高潮が発生する場合に、江東5区などからの避難者の受け入れを求められる可能性はありますが、区内での被害想定を考慮し、判断すべきと考えております。

次に、きめ細やかな避難に関する情報伝達ですが、今回、台風19号においても、各種手段を活用して迅速、正確な情報伝達に努めたところですが、きめ細やかさに欠ける部分もあったと認識しており、引き続き区民のニーズに応えられるよう努めてまいります。

次に、下水道の逆流による内水被害への対策の強化についてですが、都下水道局において注意や対策を啓発しておりますので、区民への周知、防災学校や防災体験館の内容への反映を検討してまいります。また、最新情報を入手する体制ですが、防災に対応する部署における防災情報の共有や研修などへの参加を通じ、風水害に対する職員の能力の向上を図っているところです。

最後に、災害情報の表現方法についてですが、マスメディアの表現や、国や他自治体の動向に注視しつつ、今後もケーブルテレビやFMしながわとともに、わかりやすく正確な情報伝達に努めてまいります。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、教育に関してのご質問にお答えいたします。

まず、一貫教育についてですが、本区では平成18年度から全区立学校で義務教育を9年間のまとまりとして捉え、小中学校の垣根をなくし、円滑な指導を通して義務教育の責任を果たすことをめざし、取り組んでまいりました。現在では、一貫教育を推進する上でのさまざまな課題を解決するために、品川教育ルネッサンスを通して、教育要領の改訂をはじめ、教育体制や制度等の見直しを図っています。中でも、1年生からの英語教育では、9年生の英検3級レベル取得率が48.0%に上ることなど、一貫教育の成果が出ていると捉えております。

今後の展開といたしましては、令和2年度から実施する品川区立学校教育要領を各学校において円滑に実施していくことが挙げられます。区独自の市民科をさらに充実させるなど、本教育要領を確実に推進することで、児童・生徒の資質能力をさらに高め、未来を切り開く力を育む学校教育を推進してまいります。また、その成果を小中一貫教育全国サミットなどで発信していきたいと考えております。

次に、授業におけるICTの有効活用についてです。現在、全ての区立学校においてICTを活用した授業がほぼ毎日行われております。また、学習状況としては、授業でもっとコンピュータなどのICTを活用したいと思う児童・生徒ほど、教科の平均正答率が高いという傾向も見られます。これらのことから、授業でのICT活用は、児童・生徒の学力や学習意欲の向上に有効な手立ての1つであると考えており、今後ともその有効活用を推進してまいります。



次に、品川コミュニティ・スクールについてです。平成30年度から全校実施となっており、学校、保護者、地域が総がかりとなった教育や取り組みを行っていくことを通して、将来、地域ネットワークの拠点ともなり得るものと捉えています。そのために、学校支援地域本部のさらなる組織化など、持続可能な体制づくりを進めていくことが必要であると考えております。

次に、生きる力の充実についてです。生きる力を育む教育については、市民科をはじめ、体育科等関連する教科等において、それぞれの特質に応じながら、発達段階を踏まえて行うことが大切です。その中で、医師や心理職など外部講師を活用した授業も展開されています。子どもたちを取り巻く環境は年々変化しており、今後も児童・生徒が生涯を通じて健康、安全で活力ある生活を送れるよう、生きる力を育んでまいります。

また、教員のチャレンジ支援についてですが、現在、本区の教員は自校における校内研究のほか、品川区教育会の各教科等部会での自主的な研究等により、自己研さんに努めております。教育委員会としては、講師招聘への支援など、引き続き教員が主体的に研究に取り組めるように応援してまいります。

次に、いじめ防止対策です。いじめ防止対策推進法は、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいじめとして定義しています。パワーハラスメントについても、被害者が精神的・身体的な苦痛を感じていることから発生するものであり、他者の気持ちに気づき、思いやることができるようにする点が共通するものであると考えています。

また、児童・生徒がいじめ等の課題を解決する力としては、各学校が「差別や偏見をなくそう」などをテーマに、市民科における学習を進めております。さらに、児童・生徒がいじめの課題について協議し、行動する活動であるスクールバディ・プログラムの実施等を通して、自尊感情を高め、将来につながる生き抜く力を身につけさせております。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、児童虐待を防止するための親支援についてお答えいたします。

まず、体罰禁止の啓発についてですが、ケース対応の際に東京都が作成したハンドブックを活用する、ポスターを児童センターなどに掲示するなど、普及啓発に努めているところです。

虐待を受けて育った親は、幼少時に大人から愛情を受けていなかったために、子どもへの接し方がわからずに虐待に及んでしまうと言われております。支援に当たっては、体罰や暴言が子どもに及ぼす深刻な影響についての理解を深めるなどの対応をしております。今後も、過去に虐待を受けた親に対してはきめ細やかに対応してまいります。

次に、子どもの前で親が配偶者に暴力等を振るう面前DVは、子どもへの心理的虐待に当たるものです。そうした虐待を防止するための啓発に努めるとともに、虐待対応においては、面前DVが子どもの成長や発達に与える影響について丁寧に説明し、その防止を図っているところです。

パチンコ依存症は、児童虐待、特にネグレクトの要因の1つになり得るものと認識しております。パチンコ依存症やアルコール依存症など、虐待をする親が何らかの依存症である場合には、早期の治療・支援が必要となりますので、保健センター等とも連携しながら対応してまいります。

区では、児童虐待を防止するために、しながわネウボラネットワークの取り組みや、児童センターにおける親育ち支援事業などを実施しております。子ども家庭支援センターについては、他区の取り組みも参考にしながら、今後機能の充実を図ってまいります。

また、学校、児童センター、すまいるスクール、保育園、幼稚園は既に地域子育て支援拠点として機

能しておりますし、さらには民生・児童委員、人権擁護委員、警察、保健センターなども加えて、虐待防止や身近な地域のきめ細かな子育て支援ネットワークとしての連携を強化してまいります。

○議長（渡辺裕一君） 以上で、横山由香理君の質問を終わります。

次に、本多健信君。

[本多健信君登壇]

○本多健信君 品川区議会自民党を代表して、一般質問を行います。

質問の第1点目は、大森貝塚を大井貝塚に改称する働きかけについてです。

品川区内、縄文時代の貝塚は、上大崎貝塚、池田山北貝塚、御殿山貝塚、居木橋遺跡、権現台貝塚、西光寺貝塚、大森貝塚になります。昭和30年に国の史跡に指定されました大森貝塚は、1877年（明治10年）6月17日に横浜に上陸したアメリカ人の動物学者、エドワード・シルベスター・モースが6月19日に横浜から新橋へ向かう途中、崖に貝殻が積み重なっているのを列車の窓から発見し、政府の許可を得て9月16日に助手ら3人とともに発掘調査を行いました。そして9月29日にも訪れ、10月9日から本格的な発掘を実施しました。発掘されたものは、貝殻、住居跡、土器、土製耳飾りなどの装身具、魚や動物などの骨、ニホンジカの角製釣り針などに上り、全て昭和50年に国の重要文化財に指定されました。

当初、発掘地点について長い間品川区説と大田区説の2つが存在しました。しかし、その後、1984年（昭和59年）までの複数の調査により、東京府が大井村、現在の品川区大井六丁目の土地所有者に調査の保証金50円を支払った文書が発見されたこと。品川区の貝塚碑周辺の再発掘で貝層が確認された一方、大田区の碑周辺では見つからなかったことから、現在ではモースが調査したのは品川区側であったことがわかっている。また、東京大学法理文学部第六年報によれば、発掘は荏原郡大井町、後の品川区大井六丁目になります。

この経緯を踏まえ、品川区として大森貝塚を大井貝塚に改称する働きかけについて、これまでの取り組みと今後の取り組みについてお聞かせください。また、モース博士の出身地、ポートランドのアメリカ・メイン州は2020年に州創設200年を迎える記念イヤーです。こうした機に改称を願うものです。この点につきましてもお聞かせください。そして、品川区立大森貝塚遺跡庭園の名称を速やかに大井貝塚遺跡庭園と改めていただきたい。この点につきましてもお聞かせください。

次に、現在の電車の中からも当時の様子、貝層を見せる工夫ができないものか伺います。JRや関係者に協力を求め、大森貝塚遺跡庭園での取り組みのように、見せる点についてお聞かせください。2010年に日本ジオパーク認定されました伊豆大島の地層大切断面、通称バームクーヘン、2万年の噴火を繰り返すことによってできた地層を親しまれるよう、毎年草刈りをして見せる工夫をしています。そのような取り組みを願います。日本の考古学発祥の地をさらに見せる必要性からお聞きします。

質問の第2点目は、国際交流についてです。

11月9日に奉祝ご即位国民祭典が行われ、我が会派からも、奉祝祭り、祝賀式典に参加や奉仕活動で携わりました。その半年前、5月4日、皇居で令和初の一般参賀が行われました。新しい天皇、皇后両陛下をお祝いするため、約14万人が訪れました。私も奉仕活動で訪問客に国旗手旗をお配りいたしました。日本人をはじめ、さまざまな国籍の方々が日本の国旗手旗を受け取り、祝福していただきました。国際理解、国際交流を実感しました。

品川区の姉妹都市は、アメリカ合衆国メイン州ポートランド市と、大井の貝塚を発見したエドワード・シルベスター・モース博士の生誕地がポートランド市であるという歴史的なつながりから、昭和59年より締結。友好都市は、スイス連邦ジュネーブ州ジュネーブ市と南品川の品川寺の梵鐘が海外での展

示会出品途中に行方不明となり、その後、ジュネーブ市アリアナ美術館で発見されたつながりから、平成3年より締結。そして、ニュージーランド・オークランド市と非核宣言つながりから、平成5年より締結。

交流内容は、青少年ホームステイ派遣受け入れ事業をはじめ、青少年語学研修派遣やスポーツ交流事業、英語教員など継続的な取り組みとあわせて、長年の交流により設置されたもの、あるいは由来となるもの、国際交流の成果物、友好のあかしなどの周知、PRを強化し、区政とのつながりをより身近になる取り組みについてお聞きします。

具体的に幾つか挙げます。ポートランド市とのつながりから、郵便ポスト、大森貝塚遺跡庭園、品川歴史館、ジュネーブ市とのつながりで品川寺梵鐘、ジュネーブ平和通り、花時計、オークランド市とのつながりで品川水族館など、国際交流の取り組みが品川区政にこれだけ多くかかわっている点を積極的に広めることについてお聞かせください。

次に、国際交流の派遣など参加された方には経験が一生の財産となります。参加されない方にも、国際交流のすばらしさ、価値感が共有できるよう工夫が大切です。私は以前、共有できるよう、品川区内にハドロックフィールドの品川版の整備をと提言いたしました。ハドロックフィールドと全く同じものを建設してと取り上げました。ハドロックフィールドは、レッドソックスの2A、ポートランド・シードッグスの本拠地スタジアムで、以前行っていましたスポーツ交流、野球の試合会場でした。アメリカの国技である野球を本場で体験。日本でも品川でもそうした雰囲気味わってみたいと思いました。質問は、誰もが共有できるよう、国際交流の実感への工夫についてお聞かせください。

次に、ジュネーブ市長より、2016年に友好25周年を機に、品川区とジュネーブ市と共同で新規に取り組む事業を模索する提案がありました。具体的に温めている事案や検討課題、発展性などにつきましてお知らせください。

また、我が会派の小芝議員より決算特別委員会で提言いたしました、台湾を中心とするアジアとの国際交流の発展性につきまして改めて伺います。台湾大使館は港区に所在していますが、区境周辺に位置していて、東京都内の中でも、港区、目黒区、品川区は台湾大使館とは親交が深いと実感しております。品川区の今後の方向性をお聞かせください。

次に、品川区の人口は7月には40万人を超えました。在住外国人も約1万3,000人になります。在住外国人の国際交流の機会やスペースにつきまして、現状と課題についてお聞かせください。

また、行政窓口として在住外国人がスムーズに手続きができるよう、三重県松阪市では、在住外国人の方々が、市役所の窓口で英語、ポルトガル語、フィリピン語の通訳を担当されていました。行政窓口としての課題や方向性につきましてお聞かせください。

質問の第3点目は、生活安全の強化についてです。

ことしの7月には品川区の人口が40万人に達し、さらに右肩上がりの傾向が続く中、生活安全の強化が求められます。地域における犯罪の発生を未然に防止するために、ボランティアにより地域に密着した自主的パトロール活動を実施する団体、自主的防犯活動団体は10名以上で構成され、区民が過半数以上を占め、定期的かつ継続的に実施する定めになっています。

警察署、防犯協会および区が実施するキャンペーン、防犯研修等の防犯啓発活動を除き、活動は大きく2つに分かれます。地域の防犯パトロール活動、青パトを用いて品川区の防犯パトロール活動、それぞれの防止や抑止力の効果、成果をお聞かせください。また、活動時間帯や課題につきましてもお聞かせください。

次に、大崎副都心の中心にある大崎駅周辺には、交番が東側、山手通りに面した場所に1か所しかありません。住民のニーズは店側にも交番を設置してほしいというものです。女性からの声、男性からの声、さまざまです。朝の環境、昼夕夜の環境、深夜の環境、ニーズにもそれぞれあると感じました。現状では東京都は交番を増設する考えはありません。そこで、交番にかわる同趣旨の機能が整備できないものか伺います。予算、人など課題はありますが、機能について、問題解決についてお聞かせください。

そして、ボランティアと専門職とでは、防止、抑止力と実務部隊、目的や対応も異なります。その点につきましてもお聞かせください。大崎副都心の例を挙げました。そのような機能の必要性、品川区内全域ではどういった実態なのか、把握しているところをお聞かせください。

次に、夜間から深夜にかけて、多くの駅前にはタクシーの乗車客待ちの列が並んでいます。終電や終電が近づくころには、女性のひとり歩きを対象に不安を与えるケースや、不審者の人物が物色をしている様子を見かけることがあるとタクシーのドライバーさんより伺いました。そんなとき、タクシードライバーさんから女性に声をかけ、助けるネットワークが、タクシーのドライバーさんの間では構築できていると教えていただきました。区として連携し、生活安全の強化が図れないものか、お聞かせください。

質問の第4点目は、同業組合存続の支援についてです。

品川区は、四半期ごとに中小企業の景況を公表しています。令和元年度第1・四半期の東京都内中小企業の景況は、卸売業はやや改善し、小売業・サービス業は大幅に改善、製造業はやや悪化。全業種において改善の見通しとの発表でした。同じく品川区内の中小企業の景況は、卸売業、サービス業、建設業で大きく改善するも、製造業では低調感がやや強まる。小売業は大きく改善。製造業、卸売業、建設業はかなり悪化する見通しと発表されました。

人材不足といった課題をはじめ、さまざまな課題を抱えている状況です。それぞれの業種、職種によって存在します同業組合、世の中にある全ての同業組合が存続を求めています。取り巻く環境は厳しい状況です。どの同業組合も、運営を行う役員の方々は組合存続の働きかけや組合構成数の減少に歯どめをかけるため尽力し、さらには新入会員増強などの取り組みを行っております。

一例を挙げます。品川区内の理容所、平成26年には220件あり、令和元年10月15日現在では212件、3.6%の減。美容所、平成26年には570件あり、令和元年10月15日現在667件、17%の増。各組合加入者数では、利用組合、平成26年には108、令和元年では92、14.8%の減。ホテル旅館組合、平成26年には23、令和元年では31、34%の増。浴場組合、平成26年には30、令和元年では24、20%の減になっています。

区の支援事業として、環境衛生協会自治指導員講習会や美容組合講習会に講師派遣などがあります。一例を挙げましたが、同業組合存続の支援について、総論、各論それぞれご所見をお聞かせください。次に、同業組合ごとの国保世帯数などの現状をどのように捉えて課題や取り組みが進められるべきか、ご所見をお聞かせください。

質問の第5点目は、廃プラスチックの処理施設についてです。

地球上の面積の約7割を占める海洋が、人類によって汚染の危機にさらされています。海の生態系にも影響を与えるプラスチックごみ。各国の海洋プラスチックごみの排出量、2010年の推計では、353万トンの中国に次いで、インドネシア、フィリピン、ベトナム、スリランカ、タイ、エジプト、マレーシア、ナイジェリア、バングラデシュ、飛んで20番目が11万トンのアメリカ、日本は30番目に多い6万トンでした。海に流出したプラスチックごみは、自然分解されるまでに長時間を要します。レジ袋20年、

発泡スチロール製カップ50年、ペットボトル450年、おむつ450年と専門家は分析しています。世界の海を潜ってみると、魚よりもプラスチックごみのほうが多かったという衝撃を受けます。

環境省は、主な排出源となっている東南アジア各国への技術支援を決めました。また、プラスチック廃棄物を除去するための企業連合に参加表明する日本企業もあり、国際連携で削減、リサイクルも広がりを見せています。1人当たりのプラスチックごみ排出量、日本はアメリカに次いで世界2番目です。ストロー廃止や素材変更、レジ袋のあり方などをはじめ、プラスチックごみ削減に向けさらなる取り組みが、包装容器、コンテナ類、電気・電子機器、電線ケーブル、機械類、家庭用品、衣類履物、家具・玩具類、それぞれで取り組まなければなりません。

質問します。国からの産業廃棄物処理の要請通知にあつては、一般家庭から排出される廃棄物の処理、焼却に影響が生じないよう願います。その点につきまして、そして今後の廃プラスチックの処理施設のあり方につきまして、ご所見をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終了します。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、国際交流につきましてお答え申し上げます。

区は、昭和59年以降、ポートランド市、ジュネーブ市、オークランド市と姉妹都市・友好都市の締結を行いました。これまで公式訪問や青少年ホームステイ事業を中心に、延べ約3,800の方が相互に訪問し、交流を深めてまいりました。こうした交流を区民に周知・還元することは重要であると認識しており、昨年、姉妹・友好都市を紹介したパンフレットを2万部作成し、区立学校の7年生から9年生まで全員に配布をいたしました。今後も、国際交流をより身近に感じていただくために、さまざまな機会を捉え、広めてまいります。

次に、価値感の共有につきましてお答え申し上げます。現在、品川区国際友好協会の広報紙に青少年ホームステイ事業に参加した生徒全員の感想文を掲載しておりますほか、広報しながら姉妹・友好都市の特集記事を組むなど、区民の誰もが国際交流の価値感を共有できるよう取り組んでまいります。

次に、ジュネーブ市からの新規事業の提案につきましては、友好憲章締結25周年記念式典におきまして、当時のバラゾン市長がお話をされたものでありますが、その後ジュネーブ市から具体的な提案はございません。ジュネーブ市とは青少年ホームステイ事業を引き続き実施していくことを確認しております。

次に、台湾を中心とするアジアとの国際交流についてですが、ここ数年、区内に大使館のあるアジア地域から区への視察が増え、その他にも国際交流フェアなどのイベントへの参加など、関係が深まってきております。また、ものづくり分野では、モンゴル高専との科学技術交流を推進しているところでもあります。こうした現状を踏まえつつ、国が進める外国人材の受け入れやインバウンドの動向等を注視しながら、アジア地域との国際交流について引き続き調査研究を行ってまいります。

次に、在留外国人の国際交流の機会につきまして、お答えを申し上げます。現在、品川区国際友好協会が毎週月曜日に外国人対象の交流サロンを運営しております。これは、外国人であれば誰もが参加することができ、日本人ボランティアへの相談や日常会話を勉強する場ともなっております。一方で、外国人に対しての周知が行き届かないなどの課題もございますので、多くの外国人が参加できますよう、国際友好協会と連携して一層の周知に努めてまいります。

次に、窓口での外国語対応につきましてお答えを申し上げます。区は、タブレット端末を外国人の来客が見込まれる窓口を設置し、ビデオ通話を活用して、英語、中国語、ハングル語、スペイン語、ポル

トガル語などの言語に対応しているところであります。戸籍住民課には英語と中国語のできる非常勤職員を配置するなど、円滑な窓口対応に努めております。今後もさまざまなツールを活用し、外国人が窓口で円滑に手続きができますよう努めてまいります。

その他のご質問等については、それぞれの担当部長等よりお答え申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、大森貝塚についてお答えいたします。

まず大森貝塚は、品川区に遺跡と貝塚碑があって、大田区に貝塚碑があるという、区をまたがる形で昭和30年に日本考古学の発祥の地として国の史跡に指定されました。この史跡は、モース博士の報告書の表題を直訳すれば大森貝塚群となり、現在では多くの方に大森貝塚として認識されているところであります。国の史跡の改称については全国的にもほとんどその例が見られず、東京大学総合研究博物館に国の重要文化財として収蔵されている出土品の指定名称も「大森貝塚出土品」となっております。さらに、品川区、大田区の有志で組織される貝塚の保存会が、現在まで長年にわたり「大森貝塚」としてその価値を根気強く広めてきた経緯もございます。したがって、これまで改称について区が働きかけを行ったことはなく、現在もその予定は持ち合わせておりません。

次に、遺跡庭園についてですが、本庭園は史跡と一体をなしていることから、同様に改称する計画はございません。

最後に、電車から貝層を見せる工夫についてです。区では、これまでも貝層の一部を遺跡庭園内や品川歴史館および桐畑地下道において常時展示するなど、貝塚に親しみを持てるよう努めてまいりました。貝層そのものは現存しておりますが、現在、保全を前提として維持管理されており、線路側から貝層を見せられるようにすることは難しいと考えております。しかしながら、区といたしましては、線路側からも貝塚の場所が容易にわかる工夫をするなど、今後は、全国区である大森貝塚が品川区にあることを多くの方に知っていただけるよう検討してまいります。

〔地域振興部長久保田善行君登壇〕

○地域振興部長（久保田善行君） 私からは、生活安全の強化と同業組合存続の支援についてお答えいたします。

初めに、生活安全の強化のうち、防犯パトロール活動についてお答えいたします。区は、これまで生活安全サポート隊や町会・自治会等の地域の方々による防犯パトロール活動を積極的に行うとともに、区内警察署と連携協力し、さまざまな防犯活動を推進していきました。これらの成果の1つとして、区内の刑法犯認知件数の減少が挙げられます。最も多かった平成14年の約7,000件から年々減少を続け、平成30年は2,600件となるなど、大きな抑止力となっております。

生活安全サポート隊のパトロールの活動時間帯は、月曜日から土曜日の午前7時30分からおおむね午後9時ごろまでであります。地域の方々による防犯活動は、それぞれの地域の実情に合わせて実施していただいております。また、より多くの方に防犯活動に参加していただくことが今後の課題であり、仕事や家事をしながら地域を見守る「ながら見守り活動」にも注力するなど、防犯活動の裾野を広げる努力をしてまいります。

次に、大崎駅西側への交番機能の整備についてお答えいたします。交番は地域の安全と安心を守る大きな役割を担っておりますが、区がこれにかわる施設等を整備することは難しいものがあります。しかしながら、生活安全サポート隊によるパトロールを増やすとともに、所管の警察署にパトロールの強化を要請するほか、事業者と連携した見守り体制を構築するなど、地域の安全と安心を守るための取り組み

みを積極的に進めてまいります。

次に、防犯活動におけるボランティアと専門職の役割等の相違についてお答えいたします。地域の方々によるボランティアの防犯活動には、犯罪抑止効果に加え、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識を高める目的が含まれております。一方、専門職である生活安全サポート隊は元警察官であり、専門的な知識や技能等を有していることから、ボランティアの方々が対処に戸惑うような事案にも踏み込んだ対応をすることができます。どちらの活動も安全で安心なまちづくりを進める上で欠くことのできないものであり、双方がそれぞれの役割を果たし、より連携協力を強めながら、地域の安全・安心を高めてまいります。

次に、品川区全域の実態についてお答えいたします。区内の刑法犯認知件数の減少傾向が続いているように、治安情勢は全般的に良好な状態にあると考えております。しかしながら、犯罪の手口や傾向は、その時々々の社会情勢などさまざまな要因によって変化しています。区といたしましては、区内警察署と連携しながら情報収集と実態把握を進めるとともに、区民への周知啓発に努めまして、地域の安全と安心を守ってまいります。

次に、タクシードライバーとの連携についてお答えいたします。区は本年5月、区内警察署とともに、区内でタクシー事業を営む11の事業者に対し、特殊詐欺被害撲滅に向けた協力要請を行い、現在、連携した活動を実施しているところです。今後も特殊詐欺のみならず、さまざまな犯罪の抑止にご協力いただけるよう、タクシー事業者に働きかけてまいります。

次に、同業組合に関するご質問にお答えいたします。

同業組合は、同種の事業者が共同の利益を守り、発展を促すために組織する団体で、情報交換をはじめ、技能向上、資金調達、福利厚生における各種サービス優待など、事業経営にとってさまざまなメリットがあるものと認識しております。同業組合の安定的かつ継続的な活動は、地域産業の振興とともに地域の活性化に資するものと考えております。

具体的な同業組合への支援としましては、保健所関連では、事業の共催や団体独自事業の会場確保等、協力連携関係の中で団体の活動支援を行っています。また、業務に関する衛生関連情報の提供や保健所窓口において組合加入促進のチラシを掲示・配布するなど、側面的な支援も行っているところです。産業振興関連では、公衆浴場商業協同組合のスタンプラリー事業や従業員定着支援事業助成などを行っています。今度も、こうした事業を通じ、同業組合の円滑な運営を支援してまいります。

次に、同業組合の国保世帯数の現状についてですが、東京都の統計によると、国保組合加入世帯数の合計は、平成18年度末では78万5,420世帯、平成29年度末では61万477世帯となっており、同業組合全体として減少傾向が続くものと考えます。こうしたことを踏まえまして、区としましては、引き続き同業組合を支える区内中小企業の人材確保、融資あっせん、事業承継支援などさまざまな施策を積極的に展開し、経営基盤の強化を図ってまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、廃プラスチック類の処理施設についてお答えいたします。

初めに、産業廃棄物の廃プラスチック類に係る国からの通知ですが、中国等の廃プラスチック類の輸入規制によりまして、国内の処理施設が逼迫している状況についての情報提供や、緊急避難措置として自治体での処理についてでございます。自治体で処理することについて、現時点では具体的な要請はございません。今後、処理、焼却を検討するとなった場合には、清掃工場を管理運営する東京23区清掃一部事務組合が判断することとなりますが、区といたしましては、家庭から排出される廃棄物の処理、焼

却に影響がないよう働きかけてまいります。

次に、産業廃棄物の廃プラスチック類の処理施設のあり方についてですが、国からの通知においても、事業活動により排出された産業廃棄物は、排出者の責任において処理することが原則であり、その責任は極めて重いものであると記されているとおり、処理施設は、製造事業者や排出事業者等の適正な管理と費用負担のもと運営されることが望ましいという考えでございます。区といたしましては、排出事業者に対し、分別の徹底や適正処理が推進されるよう引き続き指導に努めてまいります。

○議長（渡辺裕一君） 以上で、本多健信君の質問を終わります。

次に、高橋しんじ君。

〔高橋しんじ君登壇〕

○高橋しんじ君 通告順に従って質問します。

1、区政運営について。

（1）予算編成について。予算編成過程の可視化についてお尋ねします。平成22年決算特別委員会で予算編成過程の可視化を求めました。可視化には消極的なご答弁でした。その後、平成30年の第1回定例会でも予算編成の可視化、ホームページなどで公開することを提案しましたが、「検討・研究を行う」と、残念ながら前向きでないご答弁でした。ことし11月の総務委員会で、12月上旬に区民への説明責任と予算編成過程の透明化を図るために、予算編成状況の公表をホームページで行う旨の報告がありました。以前から公表を求めていたので前進です。予算がどう決まっていくかを区民にわかりやすく説明することで区民の区政への関心が高まり、区の事業が区民にわかりやすく身近なものになります。幾つかお尋ねします。

今回、金額は要求額と予算額だけですが、将来的にはほかの自治体のように企画査定、区長査定という項目も加えることを提案します。さらに、各事務事業については、従来から事業継続の必要性等に関する評価を行い、その結果を事業の見直しや改善につなげ、当初予算案に反映させていると思われま。制度としての事務事業評価の実施、公表が必要です。どのようにお考えでしょうか。

平成30年度の成果報告書では、約40事業について事務事業評価的な報告がなされています。今後このような取り組みを拡大して、予算編成、事業実施、事務事業評価（成果報告）、次年度予算編成というPDCAサイクルを確立していく必要があると考えます。それぞれお考えを伺います。

（2）業務効率化について。RPA（ロボテック・プロセス・オートメーション）についてお尋ねします。RPAは、働き方改革などの課題を解決できる具体的手段として関心を集めています。港区ではRPAを令和元年9月現在で9業務で導入し、年間削減時間計約5,500時間と発表しています。

さて、本区ですが、平成30年1月定例会の私の一般質問で、RPAの導入を早急に検討すべきと提案し、区長さんは、区によるRPA適用の可能性と効果について検討を進めますというご答弁でした。平成31年度予算特別委員会における私の質問には、平成30年度に実証実験で導入、令和元年度はスモールスタートで、基本の4業務でRPAを導入するという情報推進課長さんのご答弁でした。令和2年度予算編成の依命通達でも、AI、RPAなどの最新技術の活用を検討を積極的に図ることとあります。質問します。改めて導入の目的をお尋ねします。

昨年度テスト導入した3つの業務と導入の理由、そもそもこれらの業務は時間外労働が多かったのでしょうか。削減時間を含めた具体的な成果、また削減された業務は、その業務を含めた一連の業務全体のうちどれぐらいなのでしょう。一方で明らかになった課題はどのようなことでしょうか。導入することが目的ではなく、全体の業務量がどれぐらいで、どこをどう減らせば、全体の中で有効か。効率化



された仕事、減った分はどこにどう生かされたのかお尋ねします。

次に、今年度のスモールスタートです。具体的にどの部署でどのような業務で導入するのでしょうか。そこでの効果は何が期待できるのでしょうか。そして、効果が大きく、全庁に広がり期待できる業務なのでしょうか。導入前にその業務の削減時間数〇〇時間と算出しているのでしょうか。また来年度以降、RPAを導入する業務の拡大やAIの業務への導入を提案しますが、どのようにお考えでしょうか。

総務省の自治体戦略2040構想研究会の報告には、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要で、全ての自治体はAIやRPAが処理できる事務作業は全て自動処理するスマート自治体への転換が必要とあります。するとRPAだけでは足りず、さらに新しい技術を導入していくことが必要になります。例えば、AIを活用した光学的文字認識のAI-OCRなどです。港区ではコミュニティバス乗車券発行申請業務で本格導入し、年間約900時間を削減しました。AI-OCRの導入についてもお考えを伺います。

次に、導入後のサポート体制や研修についてお尋ねします。システムがとまったときに職員が修正できればいいのですが、やはり業者との連絡が必要となり、電話等のみだと回答までに時間を要します。機動的な業者のヘルプデスクの庁内への設置を求めます。また、横浜市などでは、集合研修だけでなく、推進役の情報担当課職員が各課の職員の席に行き、その場でRPAのシナリオをつくったり、複数部署が参加して発表会を実施したりと、研修や普及に力を入れています。サポート体制や研修に関する今後の区の取り組みを伺います。

(3) 人事行政について。労働者派遣法改正に係る過半数労働者からの意見聴取についてお尋ねします。平成27年労働者派遣法改正法の施行から昨年の平成30年9月30日で3年が経過しました。施行後3年を迎えるに当たり、派遣先である品川区でも、保育園をはじめ多くの職場で派遣で働いている方々がいます。派遣職員の方々の受け入れを否定しているものではなく、不可欠な存在であることを前提として質問いたします。

この改正において、区では受け入れ期間制限ルールが適用され、昨年の9月30日以降も派遣を受け入れるためには過半数の職員の意見を聞くことが義務づけられ、このルールに違反した場合は、労働者契約申込みなし制度が適用されます。この制度は、派遣元事業主が派遣労働者に就業条件等を明示する際に、派遣先が事業所単位の派遣期間の制限または派遣労働者個人単位の派遣期間の制限に違反して労働者派遣を受けた場合には、派遣先が労働契約の申し込みをしたものとみなされるというものです。

この間、本年の予算および決算特別委員会で過半数の職員からの意見聴取については、「区全体を見たとき、職場の代表としてどういったことが適切かということで、職員団体が登録職員団体であることで協議を行ってきた」と、区の職員労働組合から行った旨の答弁をいただきましたが、その過半数の数値についての答弁はありませんでした。過半数の判断はどのように行ったのでしょうか。もし過半数に至っていなかったら、派遣先としてルール違反にはならないのでしょうか。また、ルール違反となった場合、派遣先の区および派遣労働者の方々にどのような問題が生じるのでしょうか。これらの点について区の見解をお伺いします。

障害者雇用についてお尋ねします。共生社会をめざしていく観点から、多様な働き方のニーズ等に対応した障害者の雇用の質の向上に向けた取り組みについて、障害者の雇用状況などについてお尋ねします。

障害者雇用促進法では、平成30年4月1日から障害者法定雇用率が民間企業の場合2.0から2.2%、国、地方公共団体は2.3から2.5%になり、法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者の方も追加となりまし

た。ここで幾つかお尋ねします。区の基本的な障害者雇用の精神をお尋ねします。そして、令和元年度の雇用で、身体・知的・精神など障害者手帳の種類別人数は何人でいらっしゃるのでしょうか。これは国が求めている障害者雇用率を満たしているか、そして職員の定数に入っているのでしょうか。

このような方々が職場で活躍できるように配置とフォローを組織としてどのように行い、配属は適性や働きやすさを配慮しているのでしょうか。配属先の職場の理解はとても重要です。配属先に対して障害を持った方の配属であると事前に明示しているのでしょうか。配属先の管理職をはじめとして職員全体が認識を持ち、理解し、フォローできるように受け入れ態勢の準備ができているのでしょうか。それぞれの職場でどのような方針で具体的な準備ができているか、それぞれお尋ねします。そうでないとしたら、配属先の職場、障害を持った方、双方のコミュニケーション不足による行き違いが起きるのではないのでしょうか。また、新たに算定基準に加わった精神障害の方の状況については、職場定着率と人事異動の際に特にどのような配慮が必要と考えているかもお尋ねします。

## 2、教育・福祉について。

(1) 児童相談所について。児童相談所移管についてお尋ねします。児童相談所の移管ではさまざまな課題が残っている中、職員の方々には開設に向けて懸命に従事されていると認識しております。世田谷区の情報では、開設1年半前の時点で、開設に向けた課題620項目のうち、検討が終了していないものが303項目あったと言われていました。また、財源に関して平成31年度予算特別委員会での財政課長さんのご答弁では、東京都とは平行線の状況だということでした。このような状況から、児童相談所の開設時期を新宿区は3年、板橋区は1年おくらせると11月5日新聞報道があり、いずれも人材確保が難しい状況です。22区が児童相談所設置を予定していて、各区の開設担当者も人材確保に苦勞しています。

さて、品川区は2022年度開設をめざしています。以前から何度もお尋ねしてきましたが、改めて人材確保の解決策とそのめどについて伺います。また、児童福祉司や心理職の派遣研修はもとより、責任ある管理監督者の育成をどのように考えているか、それぞれ具体的な方策と現状、見通しをお尋ねします。

(2) 学力についてお尋ねします。区では、独自の学力定着度調査を実施しています。平成30年度第4回定例会で、この学力定着度調査とi-checkの結果とのクロス集計の結果と分析を公表することを提案しました。ご答弁では、ホームページの公表では考えていないということでした。クロス分析は、区立学校全体の傾向をきちんと捉えることができ、教育委員会の学校への指導、各学校での児童・生徒の指導、ご家庭での指導にも活用できます。クロス分析を行い、区立学校全体の傾向を公表すべきと考えます。また、各学校でも同様の理由から公表の表記の広報を工夫して、個人情報との関係を十分配慮しながら公表することを改めて提案します。

今年度、文教委員会で視察した秋田県大仙市では、国による全国学力・学習状況調査について、教科に関する調査と生活習慣と学習指導に関する調査とのクロス分析をし、市全体の結果を区のホームページで公開しています。この分析による教科の正答率と学習環境との相関が多く質問項目で見られたことが報告され、その後の指導にとっても役立っているとのことでした。この国による調査についてもクロス分析を行い、公表すべきだと考えます。それぞれお考えを伺います。

(3) 特別支援保育・教育について。就学前教育の特別支援巡回相談についてお尋ねします。平成30年度の成果報告書では、児童の健全な発達、保護者の不安の解消につなげたという成果と、今後の課題として巡回回数が増加が必須。相談会体制の充実の検討が必要とあります。一時的には今年度は縮小する動きがありましたが、巡回や相談体制は維持されたと伺っています。平成30年度決算特別委員会でも拡充を求めた私の質問に対し、「区にとって非常に大事な事業である。拡充を図る」というご答弁でし

た。

これらの点を踏まえて、今年度の巡回の対象児童数とその年齢の児童のどれぐらいの割合か、公立保育園、公立幼稚園、私立幼稚園それぞれについてお尋ねします。その現状と今後の対応はどのようにお考えでしょうか。そして、この事業の現時点までの成果を伺います。さらに充実した施策へ向けて、来年度の体制はどのように整備するお考えでしょうか。

ところで、成果を上げ、重要な施策にもかかわらず、巡回数、対象数を増やしたり、減らしたり、戻したりと政策として一貫していない側面もありました。サービスを安定的に充実するために基準を定め、事業としての意思決定、組織的に実施するためにこの事業を要綱で定めるべきではないでしょうか。

幼稚園、保育園、小中学校との連携についてお尋ねします。文科省の特別支援教育のあり方に関する特別委員会報告では、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談の重要性と、幼稚園等において保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めること、本人、保護者と市町村教育委員会、学校は合意形成を図っていくことが重要と指摘しています。品川区は、保護者を含め関係者が、障害の理解だけではなく、教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めるための合意形成の場はどのように設けられているのでしょうか。

また、幼稚園や保育園から小学校、さらに中学校の連携について考えると、この報告を推進できる組織・制度を整えていく必要があります。そのような重要な政策を担っていく上で、現在の品川区のように小学校の校長先生が幼稚園長を兼務しながら責務遂行はできるのでしょうか、お尋ねします。

障害児者総合支援施設における教育相談が行われていますが、子どもの教育的ニーズを理解し、その支援について共通理解を深める場が整備されていないと区民の声があります。同施設が幼稚園、保育園を訪問して情報を交換し、助言をするということはきちんと行われているのでしょうか。また、そのような支援が就学先に接続しているのか。就学前の支援が幼稚園、保育園に共有され、小学校に支援が継続されるケースはとても少ないのでしょうか。大きな課題だと思います。お考えを伺います。

さきの報告は、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育ですから、当然この全体の合意形成の過程に教育委員会が責任を持って取り組まなければならないと考えます。教育委員会の役割は大きいと考えます。どのようにお考えでしょうか。

さて、この合意形成の枠組みの中に保育課が行っている巡回相談・指導はどのような位置づけなのでしょう。私立幼稚園でも巡回相談を実施しています。ただ実施していることで終わっているのでしょうか。どのように小学校に支援が継続されているのかお尋ねします。

就学前の子どもと就学後の子どもに対する特別支援の連携が重要になっています。そこで、子どもの困難の理解と支援の合意形成を中心となって進めるコーディネーターとして、幼稚園や保育園を巡回している心理士と小中学校を巡回している巡回相談員（区費カウンセラー）との連携、例えば定期的な情報の共有、合意形成の機会を制度として創出することで、就学前から小学校につなげることができると考えますが、いかがお考えでしょうか。また、その方向で検討する場合、どのような制度が考えられるのでしょうか。

特別支援教室についてお尋ねします。通常の学級の中には特別な支援の必要な子どもたちが在籍しています。個別丁寧に指導を行う特別支援教育へのニーズは今後も増大します。今年度拠点校を増やし、1つの拠点校が担当する学校の規模を縮小し、訪問指導教員にもゆとりが生まれ、特別支援教育の拡充になりました。このような観点からも今後拠点校増設の必要があると思われませんが、お考えを伺います。

同時に、発達障害のある子どもの学びの質の向上も検討する必要があります。文科省は、多くの教師

が単に障害のある児童・生徒を理解するだけでなく、一人ひとりの障害に応じた適切な指導方法を選択・実践する能力も求められている。通級指導（特別支援教室での指導）に関する専門性を身につけ、通常の学級での指導にも生かす体制を構築すべきと述べています。

東京都は、特別支援教室として通級指導を行っているので、子ども10名に1名の配置となっています。通級学級を担当するか、特別支援教室を担当するか、校内での教員配置は校長人事です。つまり、特別支援教室の指導教員は、特別な専門性がなくても校長の人事によって配置で決められます。このような事情の中で、訪問指導教員の専門性を担保する施策として品川はどのような取り組みを行っているのでしょうか。具体的な施策をお尋ねします。

### 3、産業振興についてお尋ねします。

商店街振興についてお尋ねします。区内には100を超える商店街があり、地域にとって貴重なインフラとして大きな役割を果たしています。また、地域ごとに特色あるイベントが都内各商店街で実施され、区の都市型観光の大きな特徴の1つにもなっています。このような中で、他区で補助金の不正受給という大変ショッキングな事例が発生しました。新聞報道などによると、商店街が2014年から18年度におけるイベントなどへ支出される都や区の補助金を不正に受給していたもので、不正受給額は総額975万円。

そこで、改めて本区の関連補助金について伺います。昨年度決算のにぎわい創出イベント関連補助金の件数や補助金額、都や区の補助率など、基本的な事業スキームについてお伺いします。また、都の補助金との関係や、申請、交付決定、イベント終了後の検査など、どのように審査チェックが行われているかなど、補助金交付までの流れや課題についても伺います。さらに、こうした事例を踏まえて、未然防止の観点から、都から各区への対応、本区としての対応などといった点についても伺います。

### 4、まちづくりについて。まちづくり検討についてお尋ねします。

国勢調査について。来年2020年度の調査は、開始から100年、10年に1度の調査に当たります。今後、長期基本計画に基づく施策を展開し、まちづくりなど計画を実施していく中で大変重要な意味を持ちます。これまでの国勢調査の結果は、まちづくりをはじめとする区政にどのように生かされたのでしょうか。何をどのように使って、何に反映させたのでしょうか。具体的な例をお尋ねします。

2020年度の調査結果をどのように生かす予定でしょうか。また、区として回収率の向上に向けて具体的にはどのような取り組みをするのでしょうか。特に地域的な対応、マンションに対する調査の難しさをどう克服していくのでしょうか。さらに、予算の関係など課題は多いと思われそうですが、国の国勢調査の項目に加えて、区独自の調査項目を入れてみてはいかがでしょうか、お尋ねします。

②広町地区再開発について。ことし8月の行財政改革特別委員会で新庁舎のあり方の方向性として、広町地区での検討を進めるという報告がありました。元ニューヨーク市交通局局長、ジャネット・サディック・カーン氏は、在職当時、「ストリートはキャンパスである」という道路に関する新しい視点から、「広場を。街路を」と、車であふれたニューヨークを人中心のまちに変えました。歩行者やサイクリストが安全に通行できるストリートに変化しました。特にタイムズスクエアのパブリックスペースは、世界で最も有名な成功例です。街路を変え、通路を広場に変えました。その変革をストリートファイトと呼びました。

日本各地で講演し、そこでは人間中心のまち、街路の設計の重要性、居心地のよい歩きたくなる街道づくりを訴えてきました。さて、残念ながら長期基本計画の案ではこういった視点は触れられていません。品川のまちづくりにおいて取り入れるべき視点だと思われそうです。お考えを伺います。また、多くの人、車が集積する可能性のある広町地区から下神明駅周辺までのまちづくりを検討する中で、この視点

を取り入れることを提案しますが、お考えを伺います。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、区政運営についてお答えを申し上げます。

初めに、予算編成についてですが、新公会計制度の導入など地方公会計の整備促進を行う中で、予算編成のより一層の透明性を図るため、予算編成過程の公表を進めているところでございます。公表の内容につきましては、他自治体の動向も見ながら、区民にわかりやすい方法を研究してまいります。

次に、事務事業の評価についてですが、現在、一部事業について事業評価シートを作成しているところであり、しっかりと検証をした上で、持続的な評価と予算編成への活用について検討してまいります。今後も健全財政を維持し、区民に対して透明性の高い行政運営に努めてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔企画部長堀越明君登壇〕

○企画部長（堀越明君） 私からは、業務効率化に関するご質問と、まちづくりに関するご質問についてお答えします。

初めに、業務効率化についてお答えします。

まず、R P Aの導入目的についてですが、単純なパソコン作業を自動化することにより、業務効率を向上させるとともに、職員の力を窓口対応の充実や政策立案などの高付加価値業務へシフトしていくことにあります。昨年度行った実証実験は、情報推進課の支出命令業務、人事課の研修事項報告の督促業務、保育課の帳票出力業務を対象に実施いたしました。民間事業者の協力による2か月間の実証期間であったことから、短期間で構築が可能な業務を中心に、時間外労働削減も考慮し選定したものです。

削減時間は3業務合計の年間見込みで216時間、削減率は業務全体の約70%で、削減された時間は、他部署間との連携強化や課題検討など職員でなければ行うことができない業務の時間として活用いたしました。一方、課題としては、業務が定型的でなく例外が存在する場合や、電子データ化されていない場合は、導入が困難であることなどが挙げられます。

次に、今年度は情報推進課の支出命令業務、指導課の源泉徴収票発行等業務、人事課の職員向け連絡業務、庁内イントラネットの職員向けインフォメーション掲載業務でのR P A運用を実施します。これらの業務は、作業の繰り返し、データの抽出や転記など全庁的に共通する内容が多く、今後の展開により大きな効果が見込めるものと考えております。

対象業務を選定する際には削減見込み時間を算出しており、今年度は年換算で合計約600時間の削減時間を見込んでおります。また、全庁展開の際には、例えば支出命令業務に関して言えば、年間3,000時間程度の削減効果があると試算しております。来年度以降については、A I－O C Rの導入も含め、R P Aの拡大の検討を既に始めております。

最後に、導入後のサポート体制などについてですが、今年度はR P Aへの理解を深めることを目的に、職員向けの研修や管理職向け勉強会を実施いたしました。今後とも全庁展開に向け、研修などの充実に努めてまいります。また、導入後のトラブル対応などについては、委託事業者と情報推進課でサポートを行い、しっかりとした体制を整えてまいります。

次に、まちづくりに関するご質問についてお答えします。

初めに、国勢調査の活用についてですが、公的な資料を作成する上で基礎データとして活用しており、具体的には、各行政資料をはじめ、将来人口推計や総合戦略での将来目標値などにも活用しています。

次回調査結果についても、こうした活用をはじめ、施策を進める上での基礎情報として活用してまいります。

次に、調査票の回収率向上についてです。区としては、国が推奨するインターネットや郵送による回答を積極的に推進するとともに、広報しながらやホームページのほか、区民まつり等のイベント会場にPRコーナーを設けるなど、国勢調査の重要性を広く周知・啓発してまいります。また、マンションの管理会社や管理組合等に国勢調査への協力依頼を行うとともに、管理人や管理組合の方に調査員として従事していただくよう働きかけているところです。なお、国勢調査は統計法に基づき実施される調査のため、区独自の調査項目を設けることはできません。

次に、今後のまちづくりにおける区の考え方についてですが、人々が集い、憩い、多様な活動が繰り広げられる街路空間の整備など、人々を中心に据えたまちづくりが重要であると考えております。広町地区のまちづくりにおいても、下神明駅周辺との連携も考慮しながら、歩行者空間の充実や道路と広場の整備等、歩行者の視点を取り入れた検討を行ってまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

**○総務部長（榎本圭介君）** 私からは、区政運営のうち人事行政についてお答えします。

まず、過半数労働者の意見聴取についてですが、区職員団体は、地方公務員法に定められた職員の勤務条件等について交渉応諾義務のある団体です。支配介入の関係から、職員が職員団体に加入しているか否かについては把握しておりません。

意見聴取の手続については、区職員団体は、各職場の職員等の意見を代表するものとして協議の申し入れを行い、応諾があったことから、協議および意見を聴取したものです。過半数に達しないときは、当該事業所の職場代表を選出し、意見を聞くという、法に基づく手続により適切に対応してまいります。

次に、障害者雇用数についてですが、精神障害のある職員を含め、障害の程度などにより換算した人数で65.5人、雇用率は2.53%です。国が求める障害者雇用率は2.5%ですので、満たしております。職員定数については、条例に基づき算定しております。今後も、障害者雇用促進法の趣旨に基づき、各職場において合理的配慮を行うことにより、誰もが働きやすい職場環境となるように努めてまいります。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

**○子ども未来部長（福島進君）** 私からは、児童相談所と特別支援の巡回相談等についての質問にお答えいたします。

児童相談所開設に向けた人材確保・育成につきましては、これまでも児童相談所でのケースワークや心理診断を担う福祉職、心理職といった専門職の採用を行ってまいりました。さらに、東京都や横浜市の児童相談所や東京都の一時保護所などへ職員を派遣し、児童相談所や一時保護所の業務経験の習得に努めてまいりました。

今後も、児童相談所での勤務経験を持つ経験者の採用も含め、人材確保に努めてまいります。また、東京都や近隣の政令指定都市等への派遣研修も継続してまいります。弁護士や医師につきましては、先行自治体の手法も参考に、その確保・配置について検討してまいります。管理監督者等の職員は、公募による外部人材の登用も視野に入れ、その確保を図ってまいります。

次に、特別支援の相談等についてです。まず今年度の対象児童数とその割合ですが、公立保育園は636名で3%、公立幼稚園は86名で1.3%、私立幼稚園は54名で0.5%です。対象児童は増加傾向にあるため、今後も適切な対応が必要と考えております。

次に、成果ですが、これまで多くの児童の相談を行っており、児童の特性を捉えた保育・教育の実施

につながっております。相談体制は昨年度から拡充しておりますので、来年度は現在の体制で実施する予定です。要綱の制定は、既に対象児童や役割を含め、実施基準の確認を関係者で徹底し、組織的に実施しておりますので、今のところ考えてはおりません。

次に、保幼小の連携についてお答えします。まず、教育ニーズに対する合意形成についてです。幼稚園や保育園、学校、それぞれの場において個別指導計画を作成し、個別面談を行い、その結果を接続する学校と合意形成に向けた情報共有を行っております。

小学校の校長と幼稚園長の兼務は、本区の保幼小連携に対する理解に加え、校長としての豊富な経験を有する者に兼務させておりますので、その職務を十分に全うしていると考えます。

障害児者総合支援施設では、職員が保育所等を訪問し、支援の方法等について情報共有を行っております。さらに、その情報を学校に継続させることが重要であると考えております。また、こうした合意形成には、教育委員会の役割は大きいと認識しております。今後とも、教育総合支援センターを中心とする相談機能の充実に努め、児童・生徒、保護者とのスムーズな合意形成をめざしてまいります。

最後に、保育課等で行っている巡回相談ですが、教育委員会や小学校等と行っている会議等の中で情報を共有し、継続的な支援につなげております。今後は、情報共有のためのシステム構築など、全ての子どもが健全に発達するような仕組みを検討してまいります。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、区の学力定着度調査についてです。区の学力調査の目的は、児童・生徒が各自の課題を把握し、基礎的な事項の定着などを図るとともに、学校が自校の課題と解決策を明確にし、学力の定着状況を経年で把握しながら指導に生かすことであり、対外的な公表を主眼としているものではございません。

議員ご指摘の各教科の調査結果と学習状況や生活状況との関連の公表につきましては、児童・生徒アンケートや国や都の学力調査など、既に行っている各種調査等の内容を踏まえながら、その必要性なども含めて検討してまいります。

次に、特別支援教室についてです。特別支援教室の利用人数は年々増加していることから、現在、拠点校の増設について検討をしております。また、各校の特別支援教室を訪問して指導を担当する訪問指導教員の専門性向上については、教育委員会としても重要課題の1つであると認識しております。今年度は3回の特別支援教育研修会や学期ごとの特別支援教育コーディネーター連絡会により、児童・生徒の障害に対する理解や保護者との連携の仕方等基礎的な研修の充実に努めているところです。今後は、経験等に応じて研修メニューの選択肢を増やすなど、専門性の担保に努めてまいります。

〔地域振興部長久保田善行君登壇〕

○地域振興部長（久保田善行君） 私からは、商店街振興についてお答えいたします。

初めに、にぎわい創出イベント事業の件数等についてですが、平成30年度実績では47件、補助金総額は7,670万9,000円で、東京都、区、商店街で3分の1ずつの負担割合となっております。

次に、交付までの流れについては、商店街からの交付申請を区で受け付け、イベントの内容の適合性について一次審査を行います。適正と認められるものは、東京都での二次審査を経て補助金の交付が決定され、商店街に通知します。イベント実施後、商店街からの実績報告書を区で審査し、区が商店街に東京都負担分も含めた補助金を交付します。その後、所要の手続きを経て、東京都から都負担分が区に支払われ、区の歳入になるという流れであります。

課題としましては、東京都と区が同様の基準で審査を行っておりますが、基準が複雑であるため、時

として見解が分かれることがあります。また、この複雑な基準を商店街にご理解いただき、適正に運用するためにはサポート体制が必要と考えております。

次に、他区で起きました補助金の不正受給を受けましての未然防止対策についてお答えいたします。本件事例が7月上旬に新聞報道がなされた直後に、イベント事業経費の適切な管理について、改めて各商店街宛て注意喚起を行いました。また、9月下旬には東京都の説明会が開催され、再発防止に向け、不正受給の概要および指摘事項等について各商店街に指導するよう要請を受けたところです。区としては、引き続き事業の適正な執行に努めてまいります。

**○高橋しんじ君** 議席から再質問させていただきます。それぞれご答弁ありがとうございます。

1つは要望で、最後の産業振興のところですが、さまざまな補助事業がありまして、この補助事業の適正執行があつて、初めてにぎわいがつくれると思います。今、ご答弁にもありましたように、商店街の方々、他区の例は領収書の偽造など悪質な面もありましたけれども、先ほどお話があつたようなサポート体制が非常に必要だというようなことを今お話がありましたので、ぜひ今後そのサポート体制を、補助金のいろいろな執行について区のほうでサポートをして、活力ある商店街創出をお願いいたします。これは要望です。

質問のほうでは、先ほどの巡回相談指導と、あと幼保と小中の連携のところ、特に幼保と小学校のところで情報共有のためのシステム構築が必要であるというふうなお話がありました。そこについてどのような方々がいて、どのような仕組みで、現在の時点で結構ですので、具体的に構想をお話しいただければと思います。

それから、学力テスト等の公表については、公表することによって、もちろん個人の情報等がわからないような形で公表し、それがご家庭や、そして児童本人や、それから他の学校等にもそういった研究材料になると思います。その点についてもう一度お願いします。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

**○子ども未来部長（福島進君）** 再質問にお答えいたします。

情報共有のためのシステム構築でございますけれども、現在は個別に幼稚園、あるいは保育園と小学校等とで行っております。そうした個別で行っている情報共有を何とか組織的なものにできないかということで今検討をしているところでございます。中身等についても検討段階でございますので、今後そういった共有がしっかりできるように、しっかりとした検討を行っていきたいというふうに考えております。

〔教育次長本城善之君登壇〕

**○教育次長（本城善之君）** 私からは、学力テストの公表の関係の再質問にお答えいたします。

先ほどもご答弁させていただきましたが、学力定着度調査につきましては、本来的な目的については、対外的な公表を目的としているものではありませんけれども、ただ、今後に当たりましては、公表についても、その項目や有用性、必要性等も総合的に検討する中で、今後の公表のあり方についてしっかりと検討していきたいと考えているところでございます。

**○議長（渡辺裕一君）** 以上で、高橋しんじ君の質問を終わります。

これをもって本日の一般質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1から追加日程第7までの7件を一括議題に供します。

---

追加日程第1

第104号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第2

第105号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

追加日程第3

第106号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第4

第107号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第5

第108号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第6

第109号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第7

第110号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（渡辺裕一君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第104号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第105号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、第106号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例および第107号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、これら4議案は、区議会議員の議員報酬および期末手当の額ならびに区長、副区長および教育委員会教育長の給料および期末手当の額について、特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、これらを改定するとともに、答申の趣旨を勘案し、常勤監査委員の給料および期末手当の額についてもあわせて改定するものであります。

改定の内容といたしましては、初めに区議会議員につきましては、議員の議員報酬の月額を91万8,000円に、副議長の議員報酬の月額を78万4,000円に、委員会委員長の議員報酬の月額を64万9,000円に、委員会副委員長の議員報酬の月額を62万4,000円に、議員の議員報酬の月額を60万2,000円にそれぞれ減額するものであります。

次に、区長および副区長につきましては、区長の給料月額を114万円に、副区長の給料月額を91万6,000円にそれぞれ減額するものであります。

次に、教育長につきましては、給料月額を79万7,000円に減額するものであります。

次に、監査委員につきましては、常勤監査委員の給料月額を67万7,000円に減額するものであります。また、区議会議員、区長、副区長、教育長ならびに常勤監査委員の期末手当の支給月数を年間3.53月から3.65月に引き上げるものであります。

これら4条例について、議員報酬の月額および給料月額の改正に関する規定は令和2年1月1日から、期末手当の改正に関する規定のうち、本年度の支給にかかわる規定は公布の日から、令和2年度以降の支給にかかわる規定は令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、第108号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第109号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第110号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これら3議案は、本年10月21日に行われました特別区人事委員会勧告を踏まえて、職員、幼稚園教育職員および学校教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、公民較差を解消するため、月例給与にして2,235円程度の減額となる給料表の引き下げ改定を行うとともに、期末・勤勉手当の支給月数を年間4.5月から4.65月に引き上げるものであります。

なお、学校教育職員の給与につきましては、東京都の教育職員との均衡を考慮して、期末・勤勉手当の支給月数の引き上げのみを行うものであります。

また、給料表の引き下げ改定に伴い、退職手当の基本額にかかわる経過措置を定めるため、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則において、職員の退職手当に関する条例の一部改正を行っております。

これら3条例について、給料表の改正に関する規定は令和2年1月1日から、勤勉手当の改正に関する規定のうち、本年度の支給に係る規定は公布の日から、令和2年度以降の支給にかかわる規定は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で7議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺裕一君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

なお、第108号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第109号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第110号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を聴いております。回答はお手元に配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

追加日程第1から追加日程第5までの5件につきましては総務委員会に、追加日程第6および追加日程第7の2件につきましては、文教委員会にそれぞれ付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、散会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は、明19日、本日に引き続き一般質問を行います。なお、明日の会議は午前10時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後 4 時37分散会

---

議 長	渡 辺 裕 一
署名人	大 倉 たかひろ
同	安 藤 たい作